

323  
143



始



323

143

原大對譯  
帝範臣軌

唐太宗皇帝  
則天武后  
原著  
中侯胡堂譯著



帝  
範  
臣  
軌

大正  
5. 1. 25  
内交



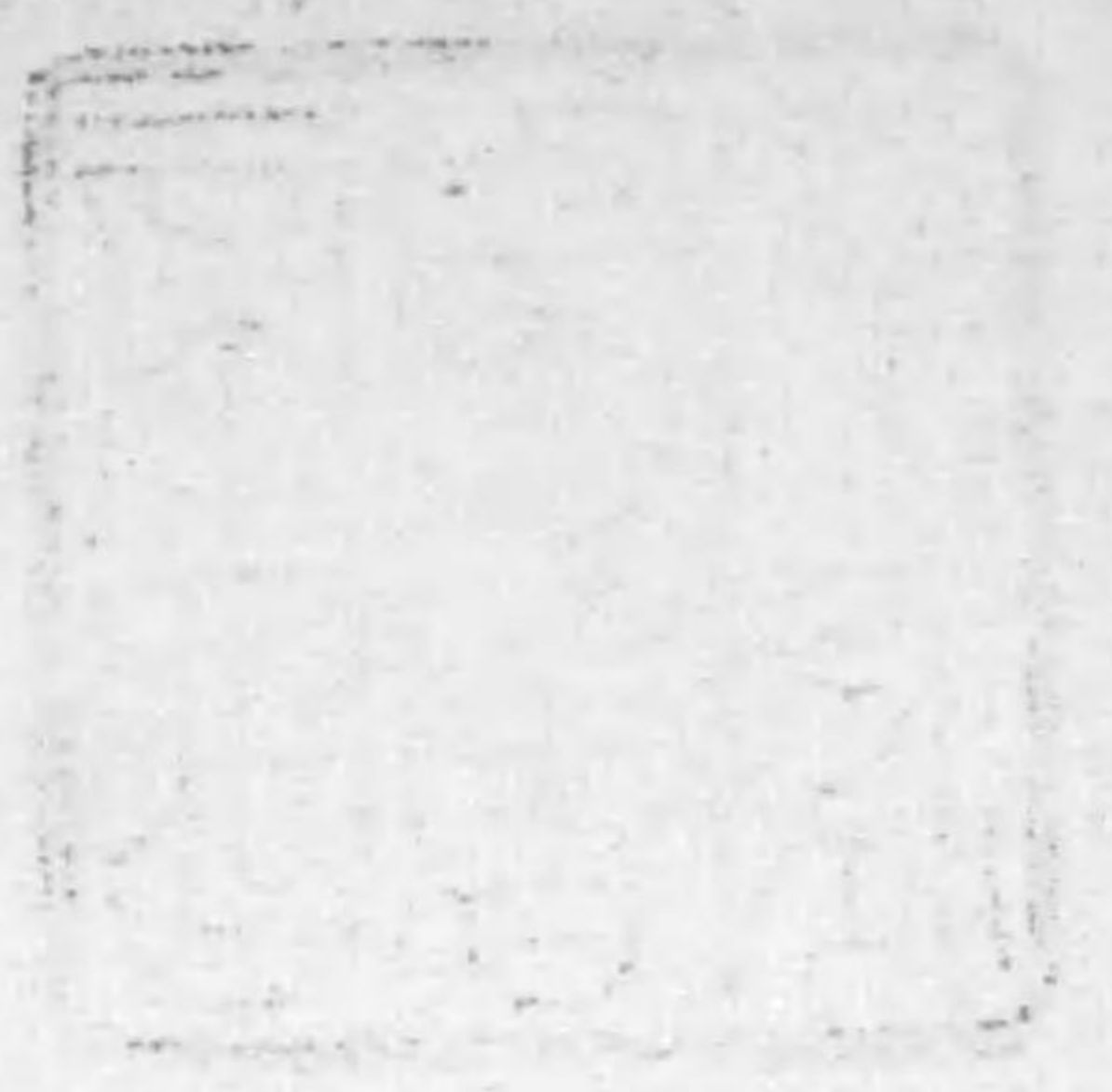
註解  
和譯  
帝

範

太宗皇帝  
中侯胡堂

原著  
譯著





帝範序

御製



余聞大德曰生。大寶曰位。辨其上下。樹之君臣。所以撫育黎元。陶均庶類。自非克明克哲。允文允武。皇天曷命曆數在躬。安可以濫握靈圖。叨臨神器。是以翠嬀薦唐堯之德。玄娃賜夏禹之功。丹鳥呈祥。周開七百之祚。素靈表慶。漢啓重世之基。由此而觀帝王之業。非可以智競。不可以力爭者矣。昔隋季版蕩。海內分崩。先皇以神武之姿。當經綸之會。斬靈蛇而

定王業。啓金鏡而握天樞。戰々兢々。若臨深御。朽日慎一日。思善始而令終。汝以幼年偏鐘慈愛。義方多闕。庭訓有乖。擢自維城之居。屬以少陽之任。未辨君臣之禮節。不知稼穡之艱難。余每思此爲憂。末嘗不廢寢忘食。自軒昊已降迄至周隋。經天緯地之君。纂業承基之主。興亡治亂。其道煥焉。所以披鏡前蹤。博採史籍。聚其要言。以爲近誠云爾。

【註解】

御製 【唐太宗皇帝親ら帝範十二篇を撰して太子高宗に賜ふ。且つ曰く躬を修め國を治むるの道皆其の中にあり。朕一旦諱ざまれば更に言ふ所無し矣。】  
余聞く大徳を生と曰ひ大寶を位と曰ふ。(易繫に曰く天地の大徳

を生と曰ひ聖人の大寶を位と曰ふ也。其の上下を辨へ之が君臣を樹つるは。黎元を撫育し。庶類を陶均する所以なり。克く明に克く哲に。允に文に。允に武にして。尙書咎繇に曰く。都帝の徳は廣運にして。允に聖允に神允に武允に文。皇天命を瞻み。曆數躬に在るに非ざるより。は安ぞ以て濫りに靈圖を握り。叨りに神器に臨む可けむや。(易繫に曰く河圖を出し洛書を出す。鄭玄曰く河圖九篇あり洛書六篇あり。孔安國曰く河圖八卦を畫き禹洛書を受けて洪範を作る。是を以て翠嬀唐堯の徳を薦め龍魚河圖に曰く堯群臣と翠嬀の淵に至る大龜圖を負ふて堯に授く。玄珪夏の禹の功に賜ふ。(尙書銓に曰く禹命を受く玄珪出づと延壽經に曰く禹功既に成つて天玄珪を出し以て賜ふと。丹鳥祥を呈はして周七百年の祚を開き尙書中候に曰く季秋の月甲子赤爵書を御んで豊止に入り昌の戸を

于すと。素靈慶を表して漢重世の基を開けり。(漢書に曰く高祖亭  
長を以て徒を驪山に送り豊の西澤に到る。大蛇あり徑に當る。高  
祖劍を抜いて蛇を斬る。老嫗哭す。人嫗に問ふ。嫗曰く其の子は白  
帝子也。化して蛇と爲つて道に當る。今赤帝の子殺せり。)此に由つ  
て觀れば帝王の業は智を以て競ふ可きに非ず。力を以て争ふ可ら  
ざる者なり矣。昔隋の季版蕩し。毛公曰く版は叛也。鄭玄曰く王  
政を爲し先王と天の道とに反す。又曰く蕩々とは法度廢壞の貌  
なり。)海内分崩す。(孔安國曰く分れて去らんと欲するを崩と曰  
ふ)先皇神武の姿を以て經綸の會に當り。周易屯の卦に云ふ。君子以  
て經綸す。正義に曰く。君子此の屯の象に法つて爲す有るの時以  
て經綸す。)靈蛇を斬つて王業を定め。漢高祖の故事を取る。金鏡を  
啓いて天樞を握る。(鹽鐵論に曰く。秦金鏡清明の道を失ふ。星經

に曰く北斗七星は是れ七政の樞機陰陽の元本也。魁の四星を旋機  
と爲し杓の三星を玉衡と爲す。故に斗は人君の象號令の主也。  
魁の第一星を天樞と爲す。天正星と爲して陽徳を主る。天子の象な  
り。)然れども猶ほ五岳氣を含み。三光曜を戢む。豺狼猶ほ梗にして。  
風塵未だ寧からず。(方言に曰く。凡そ草木人を刺す者を梗と爲す。  
骨を食つて咽中に留まるを頰と云ふ。)余弱冠の年を以て慷慨の  
志を懷き。大難を靜めて以て蒼生を濟はんことを思ふ。躬ら甲冑  
を撰き。親ら矢石に當る。(左傳に云ふ。甲を撰き兵を執る也。杜預  
曰く。撰は貫也。甲を衣る也。)夕には魚鱗の陣に對し。朝には鶴翼の  
圍に望む。(杜預曰く。司馬法に車戰二十五乘を偏と爲す。車を以て  
前に居り。伍を以て之に次ぎ。偏の隙を承け。即ち闕漏を施縫す。五  
人を伍と爲す。此れ蓋し魚麗の陣法也。鶴翼は陣の名。八陣の圖に

出づ敵大なりと云ふ無くして必ず摧げ兵何れを堅しとしてか碎  
けざらん。長鯨を剪りて四海を清らし。長鯨は殘賊を謂ふ也。機槍  
を掃つて八紘を廓にす。(機槍は妖星也。顏延之が纂要に云ふ九  
州の外に八地あり、八地の外に八紘あり。紘は方千里也)既にして  
慶に天潢に承け濫りに璇極に登れり。(漢書天文書に曰く天に五  
潢あり。潢の中に三柱あり。柱具はらざれば兵起る。尚書孔安國が  
註に曰く璇は璇機也。王者天文を正すの器なり。極は地極なり。)  
重光の永業を襲いで寶籙の隆基を繼げり。(周易離の卦の象に曰  
く明兩の作は離なり。大人以て明を繼ぎ下四方を照す。正義に曰  
く離は日と爲り日は明と爲る。兩明を積聚して乃ち離と作る。若し  
明續繼せざれば則ち久しく照臨するを得ざる也。寶籙は君の位  
なり。)戰々競々として深きに臨み。朽を御するが如し。(尚書に曰

く、凜乎として朽索を以て六馬を馭するが如くして、人の上たる者  
の奈何ぞ敬せられざる。日に一日を愼んで始を善くし、終を善く  
せん事を思ふ。汝幼年なるを以て偏に慈愛に鐘る。義方多く闕  
けて庭訓乖くあり。(春秋隱が三年に石楚諫めて曰く臣聞く子を  
愛せば之に教ふるに義方を以てし邪に納れざる也)維城の居より  
擢でし屬するに少陽の任を以てす。未だ君臣の禮節を辨へず稼  
穡の艱難を知らず。(尚書に曰く稼穡は農夫の艱難の事先づ之を  
知つて乃ち逸豫を謀らば則ち民の依怙む所を知る也)余此を思ふ  
毎に憂を爲し未だ嘗て寢を廢し食を忘れずんばならず。軒吳よ  
り己降周隋に至る迄天に經し地に緯するの君業を纂ぎ基を承く  
るの主興亡治亂其の道煥たり焉。所以に前蹤を披き鏡み博く史  
籍を採り其の要言を聚めて以て近誠と爲すと爾云ふ。



帝範 上

君體篇

求賢篇

納諫篇

建親篇

審官篇

去讒篇

君體篇

【原文】

夫民者國之先。國者者君之本。人主之體如山岳焉。高峻不動。如日月焉。貞明而普照。億兆之所瞻仰。天下之所歸往。寬大其志。足以兼包。平生其志。足以制斷。非威德无以致遠。非慈厚無以懷民。撫九族以仁。接大臣以禮。奉先思孝。處後思恭。傾已勤勞以行德義。此爲君之體也。

【譯解】

夫れ民なる者は國の先。國なる者は君の本なり。人主の體は山岳の高峻にして動かざるが如く。日月の貞明にして普ねく照すが如し。(王弼曰く。貞なる者は正也。一也。孔穎達曰く。日月照臨の道は

一〇  
以て眞正一を得て明を爲す也。億兆の瞻仰する所天下の歸往する所なり。其の志を寛大にし以て兼包するに足れり。其の心を平正にし以て制斷するに足れり。威徳に非んば以て遠きを致すこと無し。慈厚に非れば以て民を懐くこと無し。九族を撫するに仁を以てし大臣に接するに禮を以てし先に奉ずるに孝を思ひ後に處て恭を思ふ。己を傾けて勤勞し以て徳義を行ふ。此れ君たるの體なり。

### 建親篇

#### 【原文】

夫六合曠道。大寶重任。曠道不可以偏制。故與人共治之。重任不可以獨居。故與人共守之。是以封建親戚以爲藩

衛。安危同力。盛衰一心。遠近相持。親疎兩用。則并兼路塞。逆節不生。昔周之興也。割裂山河。分王宗族。內有晉鄭之輔。外有魯衛之虞。故卜祚靈長。歷年數百。秦之季。棄淳于之策。納李斯之謀。不親其親。獨智其智。顛覆莫恃。二世而亡。斯豈非枝葉扶疏。則根柢難拔。股肱旣隕。則心腹無依者哉。漢高祖初定關中。戒亡秦之失策。廣封懿親。過於古制。大則專都。偶國。小則跨郡。連州。末大則危。尾大難掉。六王懷叛逆之志。七國受鈇鉞之災。此皆地廣兵強。積勢之所致也。魏武創業。暗於遠圖。子弟無一戶之民。宗室無立錐之地。外無維城以自固。內無盤石以爲基。遂乃神器保

於他人。社稷亡於異姓。故諺曰。流盡則源竭。條落則根枯。此之謂也。夫封之太強則為噬臍之患。致之太弱則無固本之隆。由此而言。莫若衆建宗親而少力。使輕重相鎮。憂樂是同。則上無猜忌之心。下無侵冤之虞。此封建之鑑也。斯二者安國之基。君德之弘。唯資博達。設令懸教以術化民。應務適時。以道制物。術以神隱為妙。道以光大為工。括蒼昊以體心。則民仰之而不測。苞厚地以為量。則民修之而無端。蕩々難名。宜其不違。且敦穆九族。放勳流美於前。克諧蒸蒸。重華垂譽於後。無以奸破義。無以疎間親。察之以明。撫之以德。則邦家俱泰。骨肉無虞。良為美矣。

【譯解】

夫れ六合は曠道にして大實は重任なり。曠道なれば以て偏に制す可らず。故に人と共に之を治む。重任なれば以て獨居る可らず。故に人と共に之を守る。是を以て親戚を封建し以て藩衛と為す。安危力を同じし。盛衰心を一にす。遠近相持して親疎兩ながら用ふる時は則ち並兼路塞りて逆節生せず。昔周の興るや山河を割き裂きて分つて宗族を王とす。内に晋鄭の輔あり。左傳僖が二十四年に曰く。王將に狄を以て鄭を伐んとす。富辰諫めて曰く。不可なり。兄弟小怨ありと雖も懿親を廢せず。鄭平惠の勳あり。杜預曰く。平王東遷。晋鄭是輔く。惠王虜に出奔す。鄭之を納る。是其の勳なり。外には魯衛の虞あり。論語に曰く。魯衛の政は兄弟の如しと。鄭玄が注に曰く。魯は周公の封衛は唐叔の封なり。周公唐叔

一四  
既に兄弟たり故に祚を靈長にトして年を歴る事數百。秦の季に  
淳于の策を棄てし李斯の謀を納る。其の親を親とせずして獨り  
其の智を智とす。顛覆して恃み莫く二世にして亡ぶ。斯豈枝葉  
扶疏なる時は則ち根抵抜け難く。肱股既に隕る時は則ち心腹依る  
所無き者に非ずや。漢高祖初めて關中を定めて亡秦の失策を戒  
め廣く懿親を封ずる事古制に過ぎたり。大なるは則ち都を專に  
し國に偶し。小なるは則ち郡に誇り州に連る。末大なる時は則ち  
危く尾大なる時は掉かし難し。六王叛逆の志を抱く韓魏燕趙齊  
楚の王七國鉄鉞の災を受く。漢書景帝紀に曰く二月壬午晦日蝕  
することあり諸將七國を破り首を斬ること十餘萬級。追つて吳  
王濞を丹徒に斬る。膠西王卬楚王代燕王遂濟南王辟光田川王賢膠  
東王雄渠皆自殺す。此れ皆地廣く兵強くして勢を積むの致す所

なり。魏武業を創めて遠圖に暗く子弟一戸の民無く宗室立錐の  
地無し外には維城の以て自ら固むる無く内には磐石の以て基た  
る無し。漢書文帝紀に曰く高帝子弟を封じ地犬牙相制す所謂磐石  
の宗なり。遂に乃ち神器他人に保たれ社稷異姓に亡されたり。  
故に諺に曰く流盡きぬる時は則ち源竭き條落つる時は則ち根枯  
るとは之れ此の謂也。夫れ封すること太だ強き時は則ち臍を噬  
むの患を爲し。左傳に曰く楚の文王申を伐つて鄧に過ぎる。鄧侯の  
曰く吾が甥なりと止めて之を享す。雖甥養甥楚子を殺さんと請ふ。  
鄧侯許さず三甥曰く鄧國を亡ぼすは必らず此人ならん若し早く  
圖らざれば後に君臍を噬まん。致すこと太だ弱き時は則ち本  
を固うするの隆無し。此れに由て言へば多く宗親を建て而して  
力を少なくし。輕重をして相鎮めしむるに如くは莫し。憂樂をし

て是れ同らする時は則ち上は猜疑の心なく下は侵寇の虞無し此れ封建の鑑なり。

此の二者は國を安んずるの基なり。君徳の弘きは唯博達に資る。命を設け教を懸け術を以て民を化し。務に應じ時に適して道を以て物を制す。術は神隠るゝを以て妙なりと爲し道は光大なるを以て工なりと爲す。蒼旻を括り以て心に體する時は則ち民之を仰いで測らず。厚地を苞ねて以て量と爲す時は則ち民之を修めて端無し。蕩々として名づけ難し。宜なり其の違はざる且つ敦く九族を穆ぐるごと。放勳美を前に流し克く諧ふて丞々たり。重華譽を後に垂れたり。(重華は重瞳子なり舜の目重瞳子なり依つて以て名と爲すなり)奸を以て義を破ること無かれ。疎を以て親を間つこと無れ。之を察するに明を以てし之を撫するに徳を

以てする時は則ち邦家俱に泰かに骨肉虞無く良に美なりと爲す矣。

求賢篇

【原文】

夫國之匡輔必待忠良。任使得其人天下自治。故堯命四岳舜舉八元。以成恭己之隆。用賛欽明之道。士之居世。賢之立身。莫不戢翼隱鱗。俟風雲之運懷。奇蘊異思。會遇之秋。是以明君傍求俊人。博訪英才。搜揚仄陋。不以卑而不。用。不以辱而不尊。昔伊尹有莘之媵臣。呂望渭濱之賤老。夷吾困於繲紲。韓信弊於逃亡。然而商湯不以鼎俎爲羞。姬文不以屠釣爲耻。卒能獻景毫光。啓殷朝。執旄牧野。會

昌周室。齊成一匡之業。實資仲父之謀。漢以六合爲家。寔  
賴淮陰之策。故舟航之絕海也。必假橈楫之功。鴻鶴之凌  
雲也。必因羽翮之用。帝王之治國也。必籍匡弼之資。故求  
之斯勞。任之則逸。雖照車十二黃金。累千。豈如多士之隆。  
一賢之重。此求人貴也。

【譯解】

夫れ國の匡輔は必らず忠良に待つ。任使其の人を得る時は天下自  
ら治まる。故に堯は四岳に命じ四岳とは義仲、義叔、和仲、和叔の四  
氏なり。孔安國が曰く、重黎の後、義氏、和氏、世々天地の官を掌る。四岳  
は羲和の四子分て四岳の諸侯を掌る。舜八元を擧げて左傳文十八  
年に曰く、高辛氏才子八人あり、伯翳、仲堪、叔獻、季仲、伯虎、仲熊、叔豹、季

狸。天下の民之を八元と謂ふ。注に曰く、元は善なり。以て己を恭う  
するの隆を成し、用て欽明の道を賛く。士の世に居り、賢の身を立  
つるや、翼を戢め、鱗を隠して、風運の會を俟ち、奇を懷き、異を濫んで  
會遇の秋を思はざる無し。是を以て明君は傍々俊人を求め、博く  
英才を訪ひ、仄陋を搜揚す。(尙書舜典に曰く、虞舜は仄微也。と言は  
微賤より求めて擧用する也。卑を以て用ひざるにあらず。辱を以て  
尊ばざるにあらず。辱は汗也。惡也。昔伊尹は有莘の勝臣。史記に曰く  
伊尹湯を干さんと欲す、而して由無し。乃ち有莘氏の勝臣と爲り、負  
俎滋味を以て湯に説き、王道を致せり。呂望は渭濱の賤老。呂望は大  
公望也。吾夷は縲繼に困るし。夷吾は管仲なり。始め公子子糾の爲  
め、桓公と戦ひ、軍敗れて召忽之に死し、管仲は擒はれて囚せらる。後  
桓公を助けて遂に覇たらしむ。韓信は逃亡に弊れたり。(漢書に曰

く項梁准を渡るに及ひ信乃ち劔を杖いて之に従ふ。戲下に居て名  
を知らるゝ所なし。梁敗れて又項羽に屬し郎中と爲る。信數は策を  
以て項羽に干す。用ひられず。漢王の蜀に入るや。信楚を亡げて漢に  
歸す。未だ名を知らるゝを得ず。藤公漢王に言ふ。以て治粟都尉と爲  
す。上未だ之を奇とせざるなり。數々蕭何と語る。何之を奇とす。信度  
るらく何等已に數々言ふも上我を用ひず。即ち亡ぐ。何信失すと聞  
き。以て聞するに及ばずして自ら之を追ふ。上に言ふ者あり。曰く丞相  
何失すと。上怒つて左右の手を失ふが如し。居ること一二日何來つ  
て上に調す。且つ怒り且つ喜び。何を罵つて曰く。若亡ぐるは何ぞや。  
何曰く。臣敢て亡ぐるに非ず。亡ぐる者を追ふのみ。上曰く。追ふ所の  
者は誰ぞや。曰く。韓信なり。上復た罵つて曰く。諸將亡ぐる者十を以  
て數ふ。公追ふ所無し。信を追ふは詐なり。何曰く。諸將は得易し。信の

如きに至つては國士無雙也。然れども商の湯は鼎俎を以て羞と爲  
さず。伊尹を云ふ也。姬文は屠釣を以て耻と爲さず。姬文は周の文王  
也。周は姬姓。屠釣は大公望を云ふ也。遂に能く規を景毫に獻じて  
左傳昭公四年に曰く。商の湯景毫の會あり。光に殷の朝を啓き。旂を  
牧野に執りて周室を會昌す。齊一匡の業を爲すは實に仲父の謀  
に資れり。仲父は管仲なり。漢六合を以て家と爲すは寔に淮陰の  
策に頼れり。淮陰侯韓信故に舟航の海を絶るや。必ず撓楫の功を假  
る。撓は小楫也。以て舟を推す。鴻鶴の雲を凌ぐは必ず羽翮の用に  
因る。帝王の國を治むるや。必ず匡弼の資に籍る。故に之を求め  
て斯に勞し之に任じて則ち逸し。車を照すこと十二。史記に曰く。齊  
の威王魏王と田に會す。魏王齋王に問ふて曰く。寶有る乎。威王  
曰く。有る無し。魏王曰く。寡人の如き小國すら尙は徑寸の珠車の前



後各十二乗を照すもの十枚あり。奈何ぞ萬乗の國を以て寶無きや。威王曰く寡人の寶と爲す所以のものは王と異なり。吾臣檀子なる者あり。南城を守らしむ。則ち楚人敢て冠を爲さず。東泗上を取り。十二の諸侯皆來朝す。吾が臣盼子なる者あり。高唐を守らしむ。則ち趙人敢て東河を渡らず。吾が臣史黔夫なる者あり。徐州を守らしむ。則ち燕人北門を祭り。趙人西門を祭る。吾が臣種首なるものあり。盜に備へしむ。則ち道遺を拾はず。將に千里を照さんとす。豈特に十乗ならんや。梁の惠王憚ばずして去る。黄金千を累ぬと雖も。豈に多土の隆。一賢の重きに如かんや。揚泉が物理論に曰く。黄金千を累ぬるも一賢に如かず。此れ人を求むるの貴き也。

### 審官篇

【原文】

夫設官分職所以闡化宣風。故明王之任人。如巧匠制木。直者以爲輶。曲者以爲輪。長者以爲棟。梁短者以爲拱。楠無曲直。長短各有所施。明王之任人。亦猶如是也。智者取其謀。愚者取其力。勇者取其威。怯者取其慎。無愚智勇怯兼而用之。故良匠無棄材。明君無棄士。不以一惡忘其善。勿以小瑕掩其功。割政分機。盡其所有。然則涵牛之鼎。不可處以烹雞。捕鼠之狸。不可使之搏獸。一鈞之器。不能容江漢之流。百石車。不可滿以斗筲之粟。何則。大非小之量。輕非重之宜。今人智有長短。能有巨細。或充百而尙小。或統一而已多。有輕材者。不可委以重任。有劣智者。不可責

以大功。君擇臣而授官。臣量已而受職。則委任責成不勞而化。此設官之審也。斯二者治亂之源也。立國制人資股肱以合德。宣風導俗俟賢明而寄心。是以列宿騰天助陰光之夕照。百川決地添溟渤之深源。以海月之凝朗猶假物而爲大。況君人御下。統極理時。獨運方寸之心。以括九區之內。不資衆力何以成功。必須明職審賢擇才分祿。得其人則風行化洽。失其用則虧教傷民。書曰。則哲唯難。良可慎也。

【譯解】

夫れ官を設け職を分つは化を闡き風を宣ふる所以なり。故に明

王の人に任ずるは巧匠の木を制するが如し。直き者は以て轅と爲し。曲れる者は以て輪と爲し。長き者は以て棟梁と爲し。短き者は以て拱桷と爲す。爾雅に曰く。楸之を楸と云ふ。大なる者を楸と云ふ。木を地に立て牛を繋ぐ所也。楸は椽也。曲直長短と無く各施す所あり。明王の人を任ずるも亦猶ほ此の如し。智者をば其の謀を取り。愚者をば其の力を取り。勇者は其の威を取り。怯者は其の慎を取る。愚智勇怯と無く兼ねて之を用ゆ。故に良匠は材を棄つる無く。明君は士を棄つる無し。一惡を以て其の善を忘れず。小瑕を以て其の功を掩ふこと無し。政を割き機を分かち其の有する所を盡す。然れば則ち牛を涵るの鼎は處て以て鶏を烹る可らず。呂氏春秋に曰く。牛を烹るの鼎は以て鶏を烹多く之を斗れば淡にして食す可らず。少しく之を斗れば焦て熟せず。鼠を捕ふるの狸は之をして獸

を搏たしむ可らず。一鈞の器は容るゝに江漢の流を以てする能はず。百石の車は満つるに斗筲の粟を以てす可らず。何となれば則ち大は小の量に非ず。輕は重の宜に非ず。今の人智に長短あり。能に巨細あり。或は百に充ちて尙ほ少なく。或は一を統べて已に多し。輕材ある者には委するに重任を以てす可らず。劣智ある者には責むるに大功を以てす可らず。君は臣を擇んで官を授け。臣は己を量つて職を受くる時は。則ち任を委し。成を責むること勞せずして化せん。此れ官を設くるの審なる也。斯の二者は治亂の源也。國を立て人を制するは股肱に資りて以て徳を合せ。風を宣べ俗を導くは賢明を俟つて心を寄す。是を以て列宿天に騰りて陰光の夕照を助け。百川地を決いて溟渤の深源に添ふ。海月の凝朗を以て、猶ほ物に假つて大を爲す。況んや人に君として下を御し。極を統

べて時を理むるをや。獨り方寸の心を運らして以て九區の内を括る。衆力に資らすんば。何を以てか功を成さん。必ず須く職を明かにし賢を審にし才を擇び祿を分つべし。其の人を得れば則ち風行はれ。化洽ねし。其の用を失ふ時は則ち教を虧き民を傷る。書に曰く。則者唯だ難しと。良に慎む可きなり。

納諫篇

【原文】

夫王者高居深視。嚮聽阻明。恐有過而不聞。懼有闕而莫補。所以設鞞樹木。思獻替之謀。傾耳虚心。佇忠正之說。言之而是。雖在僕隸。芻蕘猶不可棄。言之而非。雖在王侯。卿相未必可容。其議可觀。不責其辨。其理可用。不責其文。至

若折檻壞疎。標之以作戒。引裾却座。顯之以自非。故忠者  
瀝其志。智者盡其策。臣無隔情於上。君能遍照於下。昏主  
則不然。說者拒之以威。勸者窮之以罪。大臣惜祿而莫諫。  
小臣畏誅而不言。恣暴虐之心。極荒淫之志。其爲壅塞無  
由自知。以爲德超三皇。材過五帝。至於身亡國滅。豈不悲  
矣。此拒諫之惡也。

【譯解】

夫れ王なる者は高居深視して聰を虧き。明を阻つ。過あつて而して  
聞かざらんことを恐れ。闕けたるあつて補ひ莫らんことを懼る。  
所以に鞫を設け木を樹て。獻替の謀を思ひ。鬻南子に曰く。禹門鞫  
を設け以て四海の士を待つ。曰く。語人に寡ければ獄訟を以て鞫を

押す。漢書に曰く。古の天下を治むるや。朝に進善の旌。誹謗の木わ  
り。耳を傾け心を虚しうして。忠正の説を行つ。之を言つて而も是な  
らば。僕隸芻蕘に在りと雖も。猶ほ棄つ可らず。之を言つて而かも  
非ならず。王侯卿相に在りと雖も。未だ必しも容る可らず。其の議  
観る可くんば。其の辨を責めず。其理用ゆ可くんば。其の文を責めず。  
至若ならず。檻を折り。疎を壞つて。之を標し。以て戒と作し。漢書に曰  
く。朱雲字は子遊。魯人なり。成帝の時。張禹帝の師を以て甚だ尊貴な  
り。雲上書して見るを求む。公卿前に在り。雲曰く。今朝廷上は主を匡  
す能はず。下は民に益無し。願くは尙方馬を斬るの劔を賜つて。佞人  
の臣一人を斷つて。以て其の余を勵まさん。帝問ふて曰く。誰ぞや。  
對て曰く。安昌侯張禹なり。帝大に怒つて曰く。小臣下に居て上を誦  
ると。御史に下さしむ。檻を攀じて之を折る。說苑に曰く。師經瑟

を鼓つ、魏の文侯起つて舞ふ。賦して曰く、我言をして違はるゝ無けん。師經瑟を投じて文侯を撞く。之に中らず。踈潰ゆ。文侯師經を提げて堂を下す。こと一等なしらむ。師經曰く、臣一言して死することを得べき乎。文侯曰く、可なり。師經曰く、堯舜の君、言つて人の違はざることを恐る。桀紂の君、唯言つて人の之に違ふことを恐る。臣桀紂を撞き、吾が君を撞くに非るなり。文侯之を釋し、踈を補つて以て戒と爲す。踈は窓也。裾を引き、座を却けて之を顯はし、以て自ら非とす。(魏志に曰く、辛毗字は佐治、文帝踐祚して侍中と爲る。帝冀州の士家十萬戸を徙して河南に實てんと欲す。時に民飢ゆ。群司以爲く、不可なりと。帝の意甚だ盛なり。毗朝臣と見るを求む。帝諫むるを知つて色を爲して以て之を見る。皆敢て言ふ莫し。毗曰く、陛下士家を徒す。計安くに出でん。帝曰く、卿が言我之を徒すは非

邪。毗曰く、誠に以て非と爲す也。帝曰く、吾卿と議せざるなり。毗曰く、陛下臣が不肖を以てせず。之を左右に置く。安んぞ臣と議せざるを得ん。云ふ所は私に非るなり。乃ち社稷の慮なり。帝對へず。起て内に入る。毗隨つて其の裾を引く。帝遂に衣を奮つて還らず。良久しうして乃ち出で、曰く、佐治卿我を待つ。何ぞ太だ急なるや。毗曰く、今徙さば既に民の心を失はん。又以て食ふ無けん。帝遂に其の事に隨ふ。上上林に幸し。皇后、愼夫人從ふ。夫れ禁中に在つては常に同坐す。坐するに及んで、即ち袁盎愼夫人の坐を却く。夫人怒つて坐するを肯せず。上亦怒つて起つ。盎因つて前んで説いて曰く、臣聞く尊卑序あれば、即ち上下和合すと。陛下既に后を立つ。愼夫人は即ち妾なり。妾主豈同坐す可んや。且つ陛下之を幸せば、則ち厚く之に賜へ。陛下愼夫人の爲めに、する所以。適に之に過ぐる所以なり。獨り犬豕

三二  
を見ずや。是に於て上廼ち説び入つて慎夫人に語る。慎夫人益に  
金五十片を賜ふ。故に忠者は其の心を瀝らし。智者は其の策を盡す  
臣情を上に隔つる無く。君能く遍ねく下を照らす。昏主は則ち然  
らず。説く者は之を拒ぐに威を以てし。勸むる者は之を窮むるに罪  
を以てす。大臣は祿を惜んで諫むる莫く。小臣は誅を畏れて言は  
ず。暴虐の心を恣にし。荒淫の志を極む。其れ壅塞を爲せば。自ら  
知るに由無し。以爲く徳三皇に超へ。材五帝に過ぎたりと。身亡  
び國滅ぶるに至る。豈悲からず乎。此れ諫を拒ぐの惡なり。

### 去讒篇

### 【原文】

夫讒佞之徒國之蝥賊也。爭榮華於旦夕。競勢利於市朝。

以其諂諛之姿。惡忠賢之在己上。懷其奸邪之志。怨富貴  
之不我先。朋黨相持。無深而不入。比周相習。無高而不昇。  
令色巧言。以親於上。先意承旨。以悅於君。是以朝有千臣。  
昭公去國而方悟。弓無九石。宣王終身而不知。以疎間親。  
宋有伊戾之禍。以邪敗正。楚有郢宛之誅。斯乃暗主庸君  
以之迷惑。忠臣孝子所可泣寃。故蕤蘭欲茂。秋風敗之。王  
者欲明。讒人蔽之。此奸佞之危也。

斯二者昏明之本也。砥躬礪行。莫尙於忠言。毀德敗心。莫  
逾於讒佞。今人顏貌同於目際。猶不自瞻。况是非在無形。  
奚能自觀。何則。飭其容者皆能窺於明鏡。修其德者不知

訪於哲人。拒善自愚。何迷之甚。良由逆耳之辭難受。順心之說易從。彼難受者藥石之苦喉也。此易從者鴆毒之甘口也。故明主納諫。病就苦而能消。暗主從諛。命因甘而致殞。可不誠哉。

【譯解】

夫れ讖佞の徒は國の蝥賊なり。(毛公曰く根を食するを蝥と曰ひ節を食するを賊と曰ふ)。榮華を旦夕に争ひ勢利を市朝に競ふ。其の諂諛の姿を以て忠賢の己の上に在るを惡み。其の好邪の志を懷いて富貴の己に先んせざるを怨む。朋黨相持して深しとして入らざる無く彼此の別を立て互に相結ぶを朋黨と云ふ又曰く互に相惡み以て黨を立つるを云ふ。比周相習つて高しとして

昇らざる無し。(論語に曰く君子は周して比せず小人は比して周せず註に曰く忠信を周とし阿黨を比とす。左傳に曰く頑嚚不友是れ與に比周也)色を令くし言を巧にし以て上に親うす。(論語に曰く巧言令色鮮し仁と。外貌を飾り質の美なきを云ふ)意に先ち旨を承けて以て君を悦ばしむ。是を以て朝に千臣有りて昭公國を去つて方に悟る。(左傳に曰く宋の昭公出づ己にして曰く吾亡びたる所以を知れり吾が朝臣千人政を發し事を擧ぐるごとくに吾が君は聖なりと曰はざる無し故に過を聞かず是故に此に至れる也)弓九石無くして宣王身を終る迄知らず(尹文子曰く宣王弓三石に過ぎず以て左右に示す左右皆九石と宣王身を終る迄以爲く九石なりと)豈悲からずや疎を以て親を間つ宋に伊戾の禍あり(左傳襄公二十六年に曰く宋人伊戾太子の内師と爲る而して寵無

し。秋、楚の客晋に聘して宋を過ぐ。太子之を知れり。野に之を享せんと請ふ。公往かしむ。伊戾之に従はんと請ふ。公曰く。夫汝を惡まざるや。對て曰く。小人の君子に事ふるや。之を惡めども敢て遠けず。之を好めども敢て近けず。敬て以て命を待つ。敢て貳心あらんや。縦ひ其の外に供する有るも其内に供すること莫し。臣請ふ往かん。之を遣る至れば。則ち飲て牲を用つて書を加へ之を徵す。而して聘せて公に告て曰く。太子將に亂を爲さんとす。既に楚の客と盟を爲すと。公曰く。我子の爲めに又何をか求む。對て曰く。速かならんと欲す。公之を視せしむれば。則ち信に之れあり。諸夫人と左師とに問ふ。則ち皆曰く。固に之を聞けりと。公太子を囚す。邪を以て正を敗る。楚に郟宛の誅あり。左傳昭公二十七年に曰く。楚の左尹郟宛吳を攻む。吳の亂を聞いて還る。郟宛直にして和なり。令尹子常賄を以て讒を信ず。無極

郟宛に謂て曰く。令尹酒を子氏に飲んと欲す。曰く。我は賤人也。以て之に酬ゆる無し。無極曰く。令尹甲兵を好む。五兵を取つて。諸門に置け。饗日に及び無極令尹に謂つて曰く。甲兵門に在り。將に子に不利を爲さんとす。且つ此の役や以て志を得べき也。郟宛賂を取つて還る。郟宛之を聞き。自殺す。令尹之を炮き。盡く。郟氏が族を滅す。斯れ乃ち暗主庸君は之を以て迷惑し。忠臣孝子は泣き冤ふる所也。故に襄蘭茂らんと欲すれども。秋風之を破り。王者明かならんと欲すれども。讒人之を蔽ふ。此れ奸佞の危き也。

斯の二つの者は昏明の本なり。躬を砥ぎ行を礪ぐこと忠言より尙れるは莫し。徳を毀ひ心を敗る。讒佞より逾たるは莫し。今の人顔貌目際に同じけれども。猶ほ自ら瞻す。况や是非無形に在るをや。奚んぞ能く自ら覩ん。何となれば。則ち其の容を飾る者は能く明鏡を窺



三八  
 ふも其の徳を修むる者は哲人に訪ふを知らず善を拒ぎ自ら愚なり何ぞ迷ふの甚しき。誠に耳に逆ふるの辭は受け難く心に順ふの説は従ひ易きに由れり彼の受け難き者は薬石の喉に苦ければなり此の従ひ易き者は鳩毒の口に甘ければ也左傳閔が元年に曰く宴安は鳩毒なり懐ふ可らずと宴安を以て鳩毒に比する也。説文に曰く鳩は毒鳥也諸度志に曰く鳩鳥形鷹に似たり大いさ鸚の如く毛黒く喙の長さ七八寸黄赤金の如く蛇及び椽の實を食ひ常に高山の嶺に居る故に明主は諫を納れ病は苦きに就いて能く消ゆ暗主は諛に従ひ命は甘きに因つて殞することを致す誠めざる可ん哉。

帝 範 上終

帝 範 下

- |     |     |
|-----|-----|
| 誠盈篇 | 崇儉篇 |
| 賞罰篇 | 務農篇 |
| 閱武篇 | 崇文篇 |

誠盈篇

【原文】

夫君者儉以養性。靜以修身。儉則民不勞。靜則下不擾。民勞則怨起。下擾則政乖。人主好奇伎淫聲。鷙鳥猛獸。遊幸無度。田獵不時。如此則徭役煩。徭役煩。人力竭。人力竭。則農商之業廢焉。人主好高臺深池。彫琢刻鏤。珠玉珍玩。黼黻絺綌。如此則賦斂重。賦斂重。則民財匱。民財匱。則飢寒之患生焉。亂世之君。極其驕奢。恣其嗜欲。土木衣緹繡。而民短褐不全。犬馬厭芻豢。而人糟糠不足。故人神憤怒。上下乖離。佚樂未終。而傾危已至。此驕奢之忌也。

【譯解】

夫れ君たる者は儉以て性を養ひ、靜以て身を修む。尙書に曰く、恭儉  
惟れ徳と。案するに儉約也。奢らざるの稱也。國語に曰く、器彫鏤無き  
を儉と云ふ。又曰く、儉は小也。儉なれば即ち民勞せず。靜なる時は下  
擾れず。民勞する時は則ち怨起り、下擾る時は則ち政乖く。人主  
奇伎淫聲、禮記の樂記に曰く、鄭衛の音は亂世の音也。僇に比す。桑間  
濮上の音は亡國の音也。鄭玄曰く、穎水の上地に桑間と云ふものあ  
り。亡國の音此の水より出づ。孔穎達曰く、鄭國の音は好んで濫淫し  
衛國の音は促速、煩志なり。故に之を亂音に置けり。鶯鳥猛獸を好み  
遊幸度無く、田獵時あらず。此の如くなれば則ち徭役煩はし。徭役煩  
はしき時は則ち人力竭く、人力竭くる時は則ち農商の業廢る。人主  
高臺深池、彫琢刻鏤、珠玉珍玩、黼黻絺綌を好む。黼黻は諸侯禮服の綾

なり尙書に曰く、葛の精なる者を絺と曰ひ、粗き者を綌と云ふ。此の  
如くなれば則ち賦斂重し。論語に曰く、哀公有若に問ふて曰く、年  
飢え用足らず、之を如何せん。對へて曰く、何ぞ徹せざると。鄭玄曰  
く、周の法、什一にして税す。之を徹と云ふ。皇侃曰く、魯の哀公、愚闇  
政苛く、賦重し。魯宣公より起つて什二にして税す。哀公に至つて猶  
ほ什二の賦税既に重く、民飢え國乏し。賦斂重き時は則ち民の財匱  
し。民の賦匱しき時は則ち飢寒の患生ず。亂世の君は其の驕奢を極  
め、其の嗜欲を恣にす。土木緹繡を衣て、民の裋褐全からず。鄭玄曰く、  
緹は綿色なり。説文に、帛の赤黄色なるを云ふと。考工記に曰く、畫繪  
の事、五采備はるを繡と云ふ。犬馬芻豢に厭いて、人糠糟足らず。故に  
人神憤怨し、上下乖離す。佚樂未だ終らずして、傾危已に至る。此れ  
驕奢の忌也。

崇儉篇

【原文】

夫聖代之君存乎節儉。富貴廣大守之以約。叡智聰明守之以愚。不以身尊而驕人。不以德厚而矜物。茅茨不剪。采椽不斲。舟車不飭。衣服無文。土階不崇。大羹不知。非憎榮而惡味。乃處薄而行儉。故風淳俗朴。比屋可封。此節儉之德也。

斯二者榮辱之端。奢儉由人。安危在己。五閔近閉則令德遠盈。千慾內攻。凶源外發。是以丹桂抱蠹。終摧曜月之芳。朱火舍煙。遂鬱凌雲之燄。故知驕出於志不節。則志傾慾

生於身不遏。則身喪。故桀紂肆情而禍結。堯舜約己而福延。可不務乎。

【譯解】

夫れ聖代の君は節儉を存し。富貴廣大なれども之を守るに約を以てし。叡智聰明なれども之を守るに愚を以てす。身の尊きを以て人に驕らず。徳の厚きを以て物に矜らず。茅茨剪らず。采椽斲らず。舟車飾らず。衣服文無く。土階崇らず。帝王世紀に曰く。堯堂高さ三尺。土階三等。茅茨剪らず。采椽斲らず。夏は葛衣を服し。冬は鹿裘を服す。大羹和せず。大羹肉汁五味を致さ。いるを云ふ也。榮を憎んで味を惡むに非ず。乃ち薄きに處て儉を行ふ。故に風淳く俗朴にして屋を比べて封すべし。此れ節儉の徳也。斯の二者は榮辱の端なり。奢儉

は人に由り安危は己に在り。五開近く閉づる時は則ち令徳遠く盈つ。列子に曰く。五情慾の關を謂ふ也。千慾内に攻むる時は則ち凶源外に發はる。是を以て丹桂蠹を抱いて終に耀月の芳を摧き。朱火煙を含んで遂に凌雲の燄を燄にす。故に知る驕志より出でて節せざれば則ち志傾む。慾身に生じて遏まざれば則ち身喪ふ。故に桀紂情を肆にして禍結び堯舜己を約かにして福延ぶ。務めざる可ん乎。

四四

賞罰篇

【原文】

夫天之育物。猶君之御衆。天以寒暑爲徳。君以仁愛爲心。寒暑既調。則時無疾疫。風雨不節。則歲有飢荒。仁愛下施。

則民不彫弊。教令失度。則政有乖違。防其害源。開其利本。顯罰以威之。明賞以化之。威立則惡者懼。化行則善者勸。適已而妨於道。不加祿焉。逆已而便於國。不施刑焉。故賞者不徳。君功之所致也。罰者不怨。上罪之所當也。故書曰。無偏無黨。王道蕩々。此賞罰之權也。

【譯解】

夫れ天の物を育ふは猶ほ君の衆を御するが如し。天は寒暑を以て徳と爲し。君は仁愛を以て心と爲す。寒暑既に調ふ時は則ち時に疾疫無く。風雨節あらざる時は即ち歳に飢荒あり。仁愛下に施す時は則ち民彫弊せず。教令度を失ふ時は則ち政乖違あり。禮記月令に曰く。孟春夏の令を行ふ時は則ち雨水時あらず。草木蚤く落ち。國時に

恐あり秋令を行ふ時は則ち其の民大疫し。霖風暴雨惣て至る。藜莠蓬蒿並び興り。冬令を行ふ時は則ち水潦敗を爲し。雨霜大に摯る。首種入らず。其の害の源を防ぎ。其の利の本を開き。罰を顯はし。以て之を威し。賞を明かにして。以て之を化す。威立つ時は則ち惡者懼れ。化行はるゝ時は則ち善者勸む。己に適ふて道を妨ぐ時は祿を加へず。己に逆ふて國に便ある時は刑を施さず。故に賞せらるゝ者君を徳とせず。功の致す所なれば也。罰せらるゝ者上を怨まず。罪の當る所なれば也。故に書に曰く。偏無く。黨無く。王道蕩々たりと。此れ賞罰の權なり。

四六

### 務農篇

【原文】

夫食爲人天。農爲政本。倉廩實則知禮節。衣食乏則忘廉

耻。故躬耕東郊。敬授民時。國無九歲之儲。不足備水旱。家無一年之服。不足禦寒溫。然而莫不帶犢佩牛。棄堅就僞。求伎巧之利。廢農桑之基。以一人耕而百人食。其爲害也。甚於秋螟。莫若禁絕浮華。勸課耕織。使民還其本。俗反其眞。則競懷仁義之心。永絕貪殘之路。此務農之本也。斯二者。制俗之機。子育黔黎。唯資威惠。惠可懷也。則殊俗歸風。若披霜而照春日。威可懼也。則中華懼軌。若履刃而戴雷霆。必須威惠並施。剛柔兩用。畫刑不犯。移木無欺。賞罰既明。則善惡斯別。仁信並著。則遐邇宅心。勤穡務農。則飢寒之患塞。遏奢禁麗。則豐厚之利興。且君子之化下。如風偃

草上不節心則下多逸志君不約己則禁人為非是猶惡  
火之燃添薪望止其燄忿池之濁撓浪欲澄其流不可得  
也莫若先正其身則人不言而化矣。

【譯解】

夫れ食は人の天たり農は政の本なり食廩實つるときは則ち禮節  
を知り衣食乏しきときは則ち廉耻を忘る故に躬ら東郊に耕やし  
敬んで民に時を授く國に九歳の儲なき時は水旱に備ふるに足ら  
ず。(禮記王制に曰く國九年の蓄へなければ足らず三年耕して必  
ず一年の食あり三十年の蓄を以て通じて九年を得る也家に一羊  
の服無き時は寒温を禦ぐに足らず然り而して犢を帶び牛を佩び  
(漢書に曰く農遂太守たり人劔を佩ふる者あり之に教へて曰く何

ぞ劔を賣つて以て牛を買ひ而して常に犢を佩びざるを堅を棄て  
偽に就き伎巧の利を求め農桑の基を廢せざるは莫し。一人の  
耕を以て百人食す其の害を爲すこと秋螟よりも甚し(虫苗心を食  
ふを螟と云ふ)浮華を禁絶して耕職を勸課するに若くは莫し民を  
して其の本に還らしめ俗をして其の眞に反らしめば則ち競つて  
仁義の心を懷き永く貧殘の路を絶つ此れ農を務むるの本也。  
斯の二の者は俗を制するの機なり。黔黎を子育するは唯威恵に  
資る恵懐く可きときは則ち殊俗風に歸し披霜して春日に照すが  
如し。威懼る可きときは則ち中華軌に懼れ刃を履んで雷霆を戴  
くが如し必ず須く威恵並に施し剛柔兩ながら用ゆべし畫刑犯さ  
ず(漢書武紀に曰く右昔唐虞畫象す而して民犯さずと白虎通に曰  
く畫象なる者は其の衣服五刑に象る墨を犯す者は巾を蒙り劓を

五〇  
犯す者は赭を以て其の衣に着け、黷を犯す者は墨を以て其の黷所に蒙して之を畫く。宮を犯す者は扉なり、大辟を犯す者は布衣領無し。墨は其の面に黷する也、劓は鼻を割る也、髡は膝の蓋骨を去る也、宮は其の陰を割る也、扉は草屨也、木を移して欺く無く、春秋後語に曰く、公孫鞅を以て左庶長と爲し、變法の令を定めしむ。令既に具つて未だ布かず、其の民の信せざるを恐る、乃ち三丈の木を國都市の南門に立て、民に募つて能く徒して其の北門に置く者には十金を與へんと、民之を怪んで敢て移す莫し、復た榜して曰く、能く移す者には五十金を與へんと、一人あり之を移す、輒ち五十金を與へ以て欺かざるを明にす、賞罰既に明かなる時は、則ち善惡斯に別る、仁信並に著はるゝときは、則ち遐邇心を宅く、穡を勤め、農を務むる時は、則ち飢寒の患塞がる、奢を遏め、麗を禁ずるときは、則ち豊厚の利

興る。且つ君子の下を化するは、風の草を偃するが如く、上心を節せざるときは、則ち下逸志多し。君已を約にせずして、而も人の非を爲すを禁ずるは、是れ猶ほ火の燃るを惡で薪を添へて其の燄の止まんを望み、池の濁れるを忿つて浪を撓き、其の流の澄まんを欲して得べからざるが如し、先づ其の身を正しくし、則ち人言はずして化するに若くは莫し矣。

閱武篇

【原文】

夫兵甲者國之凶器也。土地雖廣、好戰則民彫、邦境雖安、忘戰則民殆。彫非保全之術、殆非擬寇之方。不可以全除、不可以常用。故農隙以講武、習威儀也。三年治兵、辨等列。



也。是以勾踐軾蛙。卒成霸業。徐偃棄武。終以喪邦。何則。越習其威。徐忘其備也。孔子曰。不教民戰。是謂棄之。故知。弧矢立威。以利天下。此用兵之機也。

【譯解】

夫れ兵甲なる者は國の凶器也。土地廣しと雖も戰を好む時は則ち民彫る。邦境安しと雖も戰を忘るゝ時は則ち民殆し。彫は全きを保つ。の術に非ず。殆は寇を擬るの方に非ず。以て全く除く可らず。以て常に用ゆ可らず。故に農隙以て武を講ずるは威儀を習はず也。三年兵を治むるは等列を辨ずる也。是を以て勾踐蛙に軾して卒に霸業を成し。吳起曰く。昔し越王勾踐。鬪蛙を軾揖して國中の士皆武勇を好む。徐偃武を棄て。終に以て邦を喪へり。説苑に曰く。孫廣子。楚

の文王に謂つて曰く。徐偃王好で仁義の道を行ふ。漢東の諸侯十三國盡く伏す。王若し伐たざれば。楚必ず徐王に事へん。曰く。信あらば。伐つ可らず。對へて曰く。大の小を伐ち。強の弱を伐つは。猶ほ大魚の小魚を呑むが如く。虎の肥を食ふが若き也。文王遂に師を興して徐を伐つ。偃王を殘す。將に死せんとす。曰く。吾文徳を建て。武備を明かにせず。吾仁義の道を好んで。詐人の心を知らず。以て此に至れり。何となれば。則ち越は其の威を習はし。徐は其の備を忘れたれば也。孔子曰く。民を教へずして戰はすは。是れ之を棄つると謂ふ也。故に知る。弧矢威を立て。以て天下を利すと。は之れ兵を用ゆるの機也。

崇文篇

【原文】

夫功成設樂。治定制禮。禮樂之興以儒爲本。弘風導俗莫  
尙於文。敷教訓人莫善於學。因文而隆道。假學以光身。不  
臨深溪不知地之厚。不遊文翰不識智之源。然則質蘊吳  
竿。非括羽不美。性懷辨慧非積學不成。是以建明堂立辟  
雍。博覽百家。研精六藝。端拱而知天下無爲而鑑古今。飛  
英聲騰茂實。光於天下不朽者其唯爲學乎。此崇文之術  
也。

斯二者遞爲國用。至若長氣亘地。成敗定乎鋒端。巨浪滔  
天。興亡決乎一陣。當此之時則貴于戈而賤庠序。及乎海  
岳旣晏。波塵已清。偃七德之餘威。敷九功大化。當乎此際

則輕甲冑而重詩書。是知文武二途捨一不可。與時優劣  
各有其宜。武士儒人焉可廢也。

【譯解】

夫功成つて樂を設け。治定つて禮を制す。禮樂の興るは儒を以て  
本と爲す。風を弘め。俗を導くは文より尙きは莫し。教を敷き人を訓  
ふるは學より善きは莫し。文に因つて道を隆にし。學を假つて以て  
身を光す。深溪に臨まざれば地の厚きを知らず。文翰に遊ばざれば  
智の源を知らず。然れば則ち質吳竿を蘊むも羽を括ぐに非れば美  
ならず。(爾雅に曰く竿之を總と謂ふ。郭璞曰く衣を懸くる架也。性  
辨慧を懷くも學を積むに非れば成らず。是を以て明堂を建て禮  
記明堂位に孔穎達曰く明堂は其の制東西九庭。南北七庭。凡て七室  
室四尺八牖。三十六尺七十二牖。茅を以て屋を蓋ひ上圓下方。國の陽

三里の外一里の内丙己の地に在り。辟雍を立て鄭玄曰く。辟は明なり。雍は和也。天下を明和にする所以也。博く百家を覽六藝を研精す。端拱して天下を知り無爲にして古今を鑑る。英聲を飛ばし茂實を騰げ天下に光りて朽ちざる者は其れ唯學たるか。此れ文を崇ぶの術也。

斯の二者は遞に國の用たり。長氣地を亘り成敗鋒端に定まり巨浪天に滔り興亡一陣に決するが如きに至つては此の時に當り則ち干戈を貴んで庠序を賤しむ。海岳既に晏かに波塵既に清んで七徳の餘威を偃せ左傳十二年に曰く暴を禁じ兵を戢め大を保ち功を定め民を安じ衆を和し財を豊かにすと九功の大化を敷くに及んでは尙書大禹謨に曰く金木水火土穀徳を正し用を利し生を厚くす。此の際に當ては則ち甲冑を輕んじ詩書を重んず。是に知

る文武の二途一を捨つるも不可なり。時と優劣し各々其の宜しき有り。武士儒人焉んぞ廢す可んや。

【原文】

此十二條者帝王之大綱也。安危興廢皆在茲乎。古人有言非知之難。唯行不易。行之可勉。唯終實難。是第暴亂之君非獨明於惡路。聖哲之主豈獨見於善途。良由大道遠而難遵。邪徑近而易踐。小人皆俯從其易。不能力行其難。故禍敗及之。君子勞處其難。不能逸居其易。故福慶流之。是知禍福無門。唯人所召。欲悔非於既往。唯慎過於將來。擇哲王以爲師。無以吾爲前鑑。夫取法於上。僅得爲中。取

法於中故其爲下。自非上德不可効焉。吾在位已來所制多矣。奇麗服翫錦繡珠玉。不絕於前。此非防慾也。彫楹刻桶高臺深池。每興其役。此非儉志也。犬馬鷹鶻無遠必不致。此非節心也。數有行幸以函人勞。此非屈已也。斯數事者吾之深過也。勿以茲爲是而後法焉。但我濟育蒼生。其益多矣。平定區宇其功大矣。益多損少民不以爲怨。功大過微德未以之虧。然猶盡美之蹤於焉。多愧。盡善之道。顧此懷慙。况汝無纖毫之功。直緣基而履慶。若崇善以廣德。則業泰而身安。若肆情以縱非。則業傾而身喪。且成遲敗速者國之基也。失易得難者天之位也。可不惜哉。可不慎哉。

哉。

【譯解】

此の十二條の者は帝王の大綱也。安危興廢皆茲に在り。古人言へるあり。知るの難きに非ず。唯行ふの易からざる也。之を行つて勉む可く。唯終る事實に難し。是を以て暴亂の君は獨り惡路に明かなるに非ず。聖哲の主豈に獨り善途を見んや。良に大道は遠くして遵ひ難く。邪徑は近くして踐み易きに由ればなり。小人は皆俯して其の易きに從ひ其の難きを力め行ふ能はず。故に禍敗之に及ぶ。君子は勞して其の難きに處り。其の易きに逸居する能はず。故に福慶之に流る。是に知る禍福門無く。唯人の召く所なり。非を既往に悔ひんと欲するよりは。唯過を將來に慎しめ。哲王を擇んで以て師と爲せ。吾を以て前鑑と爲す。勿れ。夫れ法を上に取りつて僅に中たるを

得たり。法を中<sup>ちゆう</sup>に取る故<sup>ゆゑ</sup>に其<sup>その</sup>の下<sup>した</sup>と爲<sup>な</sup>るなり。上<sup>じやう</sup>徳<sup>とく</sup>に非<sup>ちが</sup>ざるより  
は効<sup>きう</sup>ふ可<sup>べ</sup>からず。吾<sup>われ</sup>位<sup>ゐ</sup>に在<sup>あ</sup>つて己<sup>い</sup>來<sup>ら</sup>制<sup>せい</sup>する所<sup>ところ</sup>多<sup>おほ</sup>し矣<sup>い</sup>。奇<sup>き</sup>麗<sup>れい</sup>服<sup>ふく</sup>翫<sup>くわん</sup>錦<sup>きん</sup>  
繡<sup>しゆう</sup>珠<sup>しゆ</sup>玉<sup>ぎよく</sup>前<sup>まへ</sup>に絶<sup>た</sup>たず。此<sup>こ</sup>れ慾<sup>よく</sup>を防<sup>か</sup>ぐに非<sup>あ</sup>ざる也<sup>なり</sup>。彫<sup>てう</sup>楹<sup>ぎやう</sup>刻<sup>こく</sup>桶<sup>とう</sup>高<sup>かう</sup>臺<sup>たい</sup>深<sup>しん</sup>池<sup>ち</sup>每<sup>つね</sup>  
に其<sup>その</sup>の役<sup>やく</sup>を興<sup>おこ</sup>す。此<sup>こ</sup>れ志<sup>し</sup>を儉<sup>けん</sup>にするに非<sup>あ</sup>ざる也<sup>なり</sup>。犬<sup>いん</sup>馬<sup>ば</sup>鷹<sup>やう</sup>鶴<sup>こつ</sup>遠<sup>とほ</sup>しとし  
て必<sup>かな</sup>らず致<sup>いた</sup>さざる無<sup>な</sup>し。此<sup>こ</sup>れ心<sup>こころ</sup>を節<sup>せう</sup>するに非<sup>あ</sup>ざる也<sup>なり</sup>。屢<sup>なり</sup>々<sup>しやく</sup>行<sup>かう</sup>幸<sup>かう</sup>有<sup>あ</sup>つ  
て以<sup>もつ</sup>て人<sup>ひと</sup>の勞<sup>らう</sup>を函<sup>すみ</sup>かにす。此<sup>こ</sup>れ己<sup>おのれ</sup>を屈<sup>くつ</sup>するに非<sup>あ</sup>ざる也<sup>なり</sup>。斯<sup>なり</sup>の數<sup>すう</sup>事<sup>じ</sup>の  
者<sup>もの</sup>は吾<sup>われ</sup>の深<sup>ふか</sup>き過<sup>あやまち</sup>也<sup>なり</sup>。茲<sup>こゝ</sup>を以<sup>もつ</sup>て是<sup>ぜ</sup>と爲<sup>な</sup>し。而<sup>しか</sup>して後<sup>のち</sup>に法<sup>のつゝ</sup>る勿<sup>な</sup>れ焉<sup>や</sup>。但<sup>たゞ</sup>  
我<sup>われ</sup>蒼<sup>さう</sup>生<sup>せい</sup>を濟<sup>せい</sup>育<sup>いく</sup>し。其<sup>その</sup>の益<sup>えき</sup>多<sup>おほ</sup>し矣<sup>い</sup>。區<sup>く</sup>宇<sup>う</sup>を平<sup>へい</sup>定<sup>てい</sup>し。其<sup>その</sup>の功<sup>こう</sup>大<sup>だい</sup>なり矣<sup>い</sup>。益<sup>えき</sup>  
多<sup>おほ</sup>く損<sup>そん</sup>少<sup>すくな</sup>し。民<sup>たみ</sup>以<sup>もつ</sup>て怨<sup>うらみ</sup>と爲<sup>な</sup>さず。功<sup>こう</sup>大<sup>だい</sup>に過<sup>あやまち</sup>微<sup>び</sup>なり。徳<sup>とく</sup>未<sup>ま</sup>だ以<sup>もつ</sup>て虧<sup>か</sup>けた  
りとせず。然<sup>しか</sup>れども猶<sup>なほ</sup>は美<sup>び</sup>を盡<sup>つく</sup>すの蹤<sup>あと</sup>焉<sup>や</sup>に於<sup>お</sup>いて愧<sup>はぢ</sup>多<sup>おほ</sup>し。善<sup>ぜん</sup>を盡<sup>つく</sup>すの  
道<sup>みち</sup>此<sup>こ</sup>を顧<sup>かへり</sup>みるに慙<sup>はぢ</sup>を懷<sup>いだ</sup>く。况<sup>いはん</sup>や汝<sup>なんぢ</sup>織<sup>せん</sup>毫<sup>ごう</sup>の功<sup>こう</sup>無<sup>な</sup>くして直<sup>た</sup>ちに基<sup>もと</sup>に縁<sup>ゆかり</sup>  
つて慶<sup>けい</sup>を履<sup>か</sup>む。若<sup>も</sup>し善<sup>ぜん</sup>を崇<sup>あが</sup>め以<sup>もつ</sup>て徳<sup>とく</sup>を廣<sup>ひろ</sup>むれば則<sup>すなは</sup>ち業<sup>げふ</sup>泰<sup>たい</sup>かにして

六〇

身<sup>み</sup>安<sup>やす</sup>からん。若<sup>も</sup>し情<sup>じやう</sup>を肆<sup>し</sup>にし。以<sup>もつ</sup>て非<sup>ひ</sup>を縦<sup>しん</sup>にせば則<sup>すなは</sup>ち業<sup>げふ</sup>傾<sup>かたむ</sup>て身<sup>み</sup>喪<sup>はら</sup>  
びん。且<sup>かつ</sup>つ成<sup>な</sup>ること遅<sup>おそ</sup>くして敗<sup>やぶ</sup>るゝこと速<sup>すみ</sup>かなる者<sup>もの</sup>は國<sup>くに</sup>の基<sup>もと</sup>なり。  
失<sup>うしな</sup>ひ易<sup>やす</sup>くして得<sup>え</sup>難<sup>がた</sup>きものは天<sup>てん</sup>の位<sup>くらゐ</sup>也<sup>なり</sup>。惜<sup>おし</sup>まざる可<sup>べ</sup>んや。慎<sup>つし</sup>まざ  
る可<sup>べ</sup>ん哉<sup>や</sup>。

帝 範 下 終

帝 範 下

六一

註解  
和譯  
臣

軌

則天武后原著  
中侯胡堂譯著

臣軌序

天后御撰

【原文】

蓋聞惟天著象。庶品同於照臨。惟地含章。群生等於亭育。朕以庸昧。忝位坤元。思齊厚載之仁。式罄普覃之惠。廼中廼外。思養之志靡殊。惟子惟臣。慈誘之情無隔。常願甫殫微懇。上翊紫機。爰須衆僚。聿匡立化。伏以天皇明逾。則哲志切。旁求簪裾。惣川岳之靈。珩珮聚星辰之秀。群英莅職。衆彥分司。足以廣扇淳風。長隆寶祚。但母之於子。慈愛特深。雖復已積忠良。猶且思垂勸勵。昔文伯既達。仍加喻

軸之言。孟軻已賢。更益斷機之誨。良以情隆撫字。心欲助成。比者太子及王已撰修身之訓。群公列辟未敷忠告之規。近以暇辰。遊心策府。聊因煒管用。寫虛襟。故綴叙所聞。以爲臣軌一部。想周朝之十亂。爰著十章。思殷室之兩臣。分爲兩卷。所以發揮言行。鎔範身心。爲事上之軌模。作臣下之繩准。若乃遐想綿載。眇鑑前脩。莫不元首居尊。股肱宣力。資棟梁而成大厦。憑舟楫而濟巨川。唱和相依。同功共體。然則君親既立。忠孝形焉。奉國奉家。率由之道。寧一事君事父。資敬之途。斯一也。臣主之義。其至矣乎。休戚是均。可不深鑒。夫麗容雖麗。猶待鏡以端形。明德雖明。終假

言而榮行。今故以茲所撰普錫具僚。誠非筆削之工。貴申裨導之益。何則正言斯重。玄珠比而尙輕。異語爲珍。蒼璧喻而非寶。是知贈人以財者。唯申即目之歡。贈人以言者。能致終身之福。若使佩茲箴戒。同彼韋弦。修己必顧其規。立行每觀其則。自然榮隋歲積。慶與時新。家將國而共安。下與上而俱泰。察微之士。宜所三思。庶照鄙誠。敬終高德。凡諸章目。列於後云。

【譯解】

蓋し聞く、惟れ天象を著はして、庶品照臨に同じ。惟れ地章を含み、群生亭育に等し。朕庸昧を以て位を坤元に忝ふせり。厚載の仁を齊し



くせんことを思ひ式て普覃の恵を罄す。廼ち中廼ち外思養の志殊なる靡し。惟れ子惟れ臣慈誘の情隔つる無し。靡は無也。聖人は私無し。故に之を視ること一の如し。常に願はくは甫めて微懇を彈して上紫機を翊けんことを。爰に衆僚を須つて聿に玄化を匡さんことを伏して以れば天皇明則哲に逾え志旁求に切なり。書に曰く人を知る則哲惟れ帝も其れ之を難す。又曰く旁に俊彦を求めて後人を啓迪す。簪裾川岳の靈を惣べ。珣珮星辰の秀を聚めたり。簪裾珣珮は貴賤を別つ所以也。左思蜀都の賦に曰く近は則ち江漢の炳靈代々其の英を載す。蔚たること相如の如く燭たること君王の如し。春秋佐助期に曰く漢の將蕭何は昂精豊に生れて制度に通せり。群英職に莅み衆彦司を分つ。莅は臨也。文子に曰く力万人に過ぐる之を英と云ふ。孔安國尙書傳に曰く美德を彦と曰ふ。以て廣

く淳風を扇ぎ長く寶祚を隆にするに足れり。但し母の子に於ける慈愛特に深し。復た己に忠良を積むと雖も猶ほ且つ勸勵を垂れんことを思ふ。書に曰く咸忠良を懷ふ也。昔文伯既に達せり。仍ほ喻軸の言を加へ。烈女傳に曰く文伯魯に相たり。敬姜之に謂つて曰く汝に國を理むるの要を語らん。盡く經にあるのみ。夫れ重任を服し遠道を行き正直にして固き者は軸也。軸以て相たる可し。文伯再拜して教を受く。孟軻己に賢更に斷機の誨を益す。良に以れば情撫字に隆んに心助成を欲す。此者太子及び王己に修身の訓を撰べり。群公列辟未だ忠告の規を敷かず。近頃暇辰を以て心を策府に遊ばしむ。穆天子傳に曰く先王の策府を觀る也。聊か焯管に因つて用て虚襟を寫す。襟は心也。故に聞く所を綴叙して以て臣軌一部を爲り。周の十亂を想ひ爰に十章を著はす。鄭玄曰く亂は治

也。武王曰く我に政事を治する者十人あり、文母、周公、召公、畢公、榮公、太顛、閔天、散宜生、南宮括を謂ふ也。殷室の兩臣を思つて兩卷を爲す。(伊尹傳説を謂ふ也)言行を發揮し、身心を溶範する所以なり。上に事ふるの軌模と爲し、下に臣たるの繩准と作す。禹の君たるや、准繩を左にし、規矩を右にす。若乃ち遐に綿載を想ひ、眇に前脩を鑑みるに、元首尊きに居て、股肱力を宣べざる莫し。棟梁に資りて大厦を成し、舟楫に憑て巨川を濟す。唱和相依り、功を同じくし、體を共にす。然れば則ち君親既に立て、忠孝形はる。國に奉じ、家に奉じ、率ひゆるの道寧ぞ二わらんや。君に事へ、父に事ふる資敬の途斯に一なり。臣主の義其れ至れる哉乎。(父子至親と雖猶は未だ君臣の同體に若かざる也)休戚是均し、深く鑒みざる可けんや。休は美也、戚は憂也。夫れ麗容麗はしと雖も、猶は鏡を待つて以て形を端し、明德明かな

りと雖も終に言を假て行を榮にす。(忠言耳に逆つて行に利あり、毒藥口に苦くして病に利あり)今故に茲に選ぶ所を以て普ねく具僚に錫ふ。誠に筆削の工に非ず、禪導の益を申ぶるを貴ぶ。(史記に曰く孔子文辭の人と共にす可き者あり、獨り有せざる也。春秋を爲るに至り、筆す可きは則ち筆し、削るべきは則ち削る。子夏の徒一辭を贊する能はず、何となれば正言斯れ重し、玄珠比れども尙は輕し。巽語珍たり、蒼璧喻ふれども實に非ず。莊子に曰く、黃帝赤水の北に遊び還歸て其の玄珠を遺す。論語に曰く、巽與の言能く悦ぶこと無き乎。周禮に曰く、蒼璧は天を祀る也。是に知る人に贈るに財を以てする者は唯即目の歡を申ぶ、人に贈るに言を以てする者は能く終身の福を致す。若し茲の箴戒を佩すること、彼の韋弦に同じくし。韓子曰く、西門豹情急なり、故に韋を佩いて以て己を緩ふす。董安于心

七〇  
緩し。故に弦を佩いて以て己を急にす。己を修めて必ず其の規を顧み行を立て毎に其の則を觀せしめば。自然に榮歲に隨て積み慶時と共に新なり。家は國と將にして共に安く下は上と共にして俱に泰し。微を察するの士宜しく三思する所あるべし。論語に曰く。季文子三思して後に行ふ。庶くは鄙誠を照し。敬で高德を終ん。凡そ諸章目後に列ねたりと云ふ。

# 臣軌上、

同體章 至忠章  
守道章 公正章  
匡諫章

臣軌上

同體章

【原文】

夫人臣之於君也。猶四支之載兀首。耳目之爲心使也。相須而後成體。相得而後成用。故臣之事君。猶子之事父。父子雖至親。猶未若君臣之同體也。故虞書曰。臣作朕股肱耳目。余欲左右有民。汝翼。余欲宣力四方。汝爲。故知臣以君爲心。君以臣爲體。心安則體安。君泰則臣泰。未有心疼於中而體悅於外。君憂於上而臣樂於下。古人所謂共其安危。同其休戚者。豈不信歟。夫欲構大廈者。必藉衆材。雖

楹柱棟梁。拱欂櫨。榑桶長短。方圓所用各異。自非衆材同體。則不能成其構。爲國者亦猶是焉。雖人之材能。天性殊稟。或仁或智或武或文。然非君臣同體。則不能興其業。故周書稱殷紂有億兆人。離心離德。此其所以亡也。周武有亂臣十人。同心同德。此其所以興也。尙書曰。明四目。達四聰。謂舜求賢使代己視聽於四方也。昔屠蒯亦云。汝爲君。目將司明也。汝爲君耳。將司聽也。軒轅氏有四臣。以察四方。故尸子云。黃帝四目。是知君位尊高。九重奧絕。萬方之事。不可獨臨。故置群官。以備爪牙耳目。各盡其能。則天下自化。故冕旒垂拱。無爲於上者。人君之任也。憂國恤人。竭

力於下者。人臣之職也。漢名臣奏曰。夫體有痛者。手不能無存。心有懼者。口不能勿言。忠臣之獻直於君者。非願觸鱗犯上也。良由與君同體。憂患者深。志欲君之安也。陸景典語曰。國之所以有臣。臣之所以事上。非但欲備員而已。天下至廣。庶事至繁。非一人之身所能周也。故分官列職。各守其位。處其位者。必荷其憂。臣之與主。同體合用。主之任臣。既如身之信手。臣之事主。亦如手之繫身。上下協心。以理國事。不俟命而自勤。不求容而自親。則君臣之道著也。

【譯解】

夫れ人臣の君に於けるは猶ほ四支の元首を載せ耳目の心使と爲るが如き也。四支は手足を謂ふ。元も亦首也。耳聽目視は皆心に由る。故に心の使と爲す也。相須つて而して後に體を成し。君は元首となり。臣は股肱と爲り。上下相須つて乃ち其の體を成す也。相得て而して後に用を成す。君は臣を得て理め。臣は君を俟つて食す。上下相得て其の用を成す也。故に臣の君に事ふるは猶ほ子の父に事ふるが如し。父子は至親なりと雖も。未だ君臣の體を同ふせるに若かざる也。故に虞書に曰く。臣は朕が股肱耳目なり。余有民を左右せんと欲す。汝翼けよ。左右は助也。余力を四方に宣べんと欲す。汝爲せよ。宣は布也。孔安國曰く。力を布き理を立つるの功。汝群臣當に爲すべし。故に知る臣は君を以て心と爲し。君は臣を以て體と爲すことを。臣は君の令を稟く。故に君を以て心と爲す。君は臣の力を須つ。故に臣

を以て體と爲す。心安ければ則ち體安し。君泰ければ則ち臣泰し。未だ心中に瘁んで體外に悦び。君上に憂へて臣下に樂しむは有らず。瘁は病也。言は心病む時は則ち體病み。君憂ふる時は則ち臣憂る也。古人の所謂其の安危を共にし。其の休戚を同うする者は。豈に信ならずや。夫れ大厦を構へんと欲する者は。必ず衆材に藉る。楹柱棟梁。椳欂櫨。榑桷。長短方圓。用ふる所各異なる。と雖も。衆材體を同うするに非るよりは。則ち其の構を成す能はず。國を爲むる者も亦猶ほ是の如し。人君國を治めんと欲する者は。必ず其の衆賢に資る也。人の材能天性。稟を殊にし。或は仁。或は智。或は武。或は文なり。と雖も。然れども。君臣體を同うするに非れば。則ち其の業を興すこと能はず。言は仁智文武の臣あつて。其の心體を同じくし。然る後に其の功業を興す也。故に周書に稱す。殷の紂億兆の夷人あれども。心を離ち

徳を離つ。此れ其の亡びたる所以也。夷は平也。孔安國曰く。平人也。凡人也。多しと雖も心を離し、徳を離れて用を爲さざる也。周の武亂臣十人あれども心を同らし、徳を同らす。亂は治也。孔安國曰く。言は治理の臣少しと雖も心徳を同らす也。此れ其の興れる所以也。尙書に曰く。四目を明かにし、四聰を達にす。孔安國曰く。廣く四方を視聽し、天下をして雍塞無からしむる也。舜は賢を求めて己に代へしめ、四方を視聽すと謂ふ。昔屠剛も亦云ふ。汝君の目と爲り將に明を司らんとす。汝君の耳と爲り將に聰を司らんとす。軒轅氏四臣有つて以て四方を察す。故に尸子に云ふ。黃帝四目ありと。言は賢臣あつて君の爲めに四方を視る也。是に知る君位は尊高九重は奥絶萬方の事獨り臨む可らず。故に群官を置いて以て爪牙耳目に備ふ。言は群臣は君の股肱耳目たる也。各其の能を盡す時は則ち天下自

ら化す。故に冕旒垂拱上に無爲なる者は人君の任なり。晏子曰く。古は人君冕の前に旒あり。臣多く見る書に曰く。垂拱して天下理ると。論語に曰く。無爲にして理まる者は其れ舜か。國を憂ひ人を恤んで力を下に竭す者は人臣の職なり。書に曰く。臣上の爲めには徳を爲し下の爲めには仁を爲す。漢の名臣の奏に曰く。夫れ痛み有る者は手存する無き能はず。心に懼ある人は口に言ふ勿き能はず。言は手必ず之を存し、口必ず之を言ふ。以て忠臣君に事へ過あれば必ず諫むるに喩ふる也。忠臣の直を君に献ずる者は鱗に觸れて上を犯すを願ふに非ざる也。良に君と體を同らし憂患するもの志を深くし君の安きを欲するに由れば也。韓子に曰く。龍の虫と爲るや擾柔にして狎れ騎すべし。然れ共喉下に逆鱗あり。經寸若し之に嬰るときは則ち人を殺す。人主も亦逆鱗あり。説者之に嬰る時は則ち幾ん

七八  
必全まからず矣ひ。陸景りくけいが典語てんごに曰いはく。國くにの臣しんある所以ゆゑ。臣しんの上かみに事つかふる所以ゆゑは但ただ。員いんに備そなはるを欲ほつするのみに非あらず。天下てんかは至いたつて廣ひろく庶しよ事じ至いたつて繁しげし。一人にんの身みの能よく周かる所ところに非あらず。一人にんは君きみ也なり。必かならず賢けん臣しんの力ちからに俟まつ也なり。故ゆゑに官くわんを分わかち職しやくを列つらねて各おの其その位ぐらゐを守まもる。其その位くらゐに處をる者ものは必かならず其その憂うれいを荷になふ。其その主つかさどる所ところの事ことを憂うれふる也なり。臣しん主しゆと體たいを同おなじくして用ようを合あひし。主しゆの臣しんを任にんずること既すでに身みの手てを信しんずるが如ごとく。臣しんの主しゆに事つかふる亦また手ての身みに繁かるが如ごとく。上下じやうげ心こころを協あはせて以もつて國事こくじを理をさめ。命めいを俟またずして自おのら勤つとめ。容ようを求もとめずして自おのら親したしむ時ときは則すなはち君くん臣しんの道みち著あはる。

### 至忠章

【原文】

蓋聞古之忠臣事其君也。盡心焉。盡力焉。稱材居位。稱能愛祿。不面譽以求親。不愉悅以苟合。公家之利。知無不爲。上足以尊主安國。下足以豐財阜人。內匡君之過。外揚君之美。不以邪損正。不私害公。見善行之如不及。見賢舉之如不逮。竭力盡勞而不望其報。程功積事而不求其賞。務有益於國。務有濟於人。夫事君者。以忠正爲基。忠正者。以慈惠爲本。故爲臣不能慈惠於百姓。而曰忠正於其君者。斯非至忠也。所以大臣必懷養人之德。而有恤下之心。利不可並。忠不可兼。不去小利則大利不得。不去小忠則大忠不至。故小利大利之殘也。小忠大忠之賊也。昔孔子曰。



爲人下者其猶土乎。種之則五穀生焉。掘之則甘泉出焉。草木殖焉。禽獸育焉。多其功而不言。此忠臣之道也。尙書曰。成王謂君陳曰。爾有嘉謀嘉猷。則入告爾后於內。爾乃順之於外。曰斯謀斯猷。惟我君之德。臣人咸若。時惟良顯哉。禮記曰。善則稱君。過則稱己。則人作忠。善則稱親。過則稱己。則人作孝。昌言曰。人則事親。也不去乎父母之側。不倦乎勞辱之事。見父母體之不安。則不能寢。見父母食之不飽。則不能食。見父母之有善。則欣喜而戴之。見父母之有過。則泣涕而諫之。孜孜爲此。以事其親。焉有爲人父母而憎之者也。人之事君也。使無難易。無所憚也。事無勞

逸。無所避也。其見委任也。則不恃恩寵而加敬。其見遺忘也。則不敢怨恨而加勤。險易不革其心。安危不變其志。見君之一善。則竭力以顯譽。唯恐四海之不聞。見君之微過。則盡心而潛諫。唯慮一德之有失。孜孜爲此。以事其君。焉有爲人君主而憎之者也。故事親而不爲親所知。是孝未至也。事君而不爲君所知。是孝未至也。古語云。欲求忠臣。出於孝子之門。非夫純孝者。則不能立大忠。夫純孝者。則能以大義修身。知立行之本。欲尊其親。必先尊於君。欲安其家。必先安於國。故古之忠臣。先其君而後其親。先其國而後其家。何則。君者親之本也。親非君而不存。國者家之

基也。家非國而不立。昔楚恭王召令尹而謂之曰。常侍管蘇。與我處常勸我以道。正我以義。吾與處不安也。不見不思也。雖然吾有得也。其功不細。必厚祿之。乃拜管蘇爲上卿。若管蘇者可謂至忠至正。能以道濟其君者也。

【譯解】

蓋し聞く古の忠臣其の君に事ふるや心を盡し焉。力を盡す焉。材に稱つて位に居り。能に稱ふて祿を受く。己の材に稱つて其の位に居り。己の能に稱つて其の祿を受く。面譽して以て親を求めず。其の君を面譽して以て己を親むを求めざる也。愉悦して以て苟も合ず。苟も君の心を悦ばして之と合ざる也。公家の利知つて爲さざる爲し。左傳に曰く。公家の利知つて爲さざる無きは忠也。上は以て主を

尊くし。國を安ずるに足り。下は以て財を豊かにし。人を阜かにするに足れり。内は君の過を匡し。外は君の美を揚げ。邪を以て正を損せず。私を以て公を害せず。善を見ては之を行ふこと及ばざるが如く。賢を見て之を擧ぐる。こと逮ばざるが如く。力を竭し。勞を盡して其の報を望まず。功を程し。事を積んで其の賞を求めず。國に益あるを務め。人を濟ふあるを務む。臣力を竭し。勞を盡し。功を程し。事を積んで其の賞報を求めざる者は其の國を益し。人を濟ふを務むるが故也。夫れ君に事ふる者は忠正を以て基と爲す。忠正なる者は慈惠を以て本と爲す。故に臣と爲つて百姓に慈惠する能はずし。て其の君に忠正なりと曰ふ者は斯れ至忠に非る也。至忠の臣は先づ慈惠を百姓に行ひ。而して後に其の君に忠正なり。所以に大臣は必ず人を養ふの徳を懷き。而して下を恤むの心あり。利は並ぶ

可らず。忠は兼ぬ可らず。小利を去り。大忠を行ふ可き也。小利を去らざれば。則ち大利を得ず。小忠を去らざれば。則ち大忠に至らず。故に小利は大利の残ひ也。小忠は大忠の賊也。若し小利を存すれば。則ち大利成らず。若し小忠を守れば。則ち大忠は必ず廢す。故に小利は大利を爲すの殘。小忠は大忠を爲すの賊也。昔孔子曰く。人の下たる者は。其れ猶ほ土の如き乎。言は臣の君に事ふるや。忠を竭し。節を盡して。夙夜懈らず。勤勞倦まず。爲さざる所無きは。土の性の如き也。之に種れば。則ち五穀生じ。之を掘れば。則ち甘泉出づ。草木殖し。禽獸育す。其の効多けれども。而かも言はず。此れ忠臣の道なり。尙書に曰く。成王君陳に謂て曰く。爾嘉謀嘉猷。ならば。則ち入て。爾の後に内に告げ。爾乃ち之を外に順へ。后は君也。曰く。斯の謀。斯の猷は。惟れ我が後の徳なりと。人に臣たるもの。咸時に順ふ。惟れ良顯はるゝ哉。孔安國

曰く。人に臣たる者は。皆此の道に順ふ。是惟良臣なれば。則ち君世に賢明なり。禮記に曰く。善は則ち君を稱し。過は則ち己を稱す。則ち人忠を作す。善は則ち親を稱し。過は則ち己を稱す。則ち人孝を作す。昌言に曰く。人の親に事ふるや。父母の側を去らず。勞辱の事に倦まず。父母の體の安からざるを見ては。則ち寢ぬること能はず。父母の食の飽かざるを見ては。則ち食する能はず。憂思心に在り。故に寢食を忘る。父母の善あるを見ては。則ち欣喜して之を戴く。之を樂んで厭かざる也。父母の過あるを見ては。則ち泣涕して之を諫む。其の己に従はざるを恐れ。涕泣して以て之を感ず。孜孜として此を爲して。以て其の親に事ふれば。焉んぞ人の父母と爲つて之を憎む者あらんや。孜孜は勤勉して怠らざる也。人の君に事ふるや。使ふるに難易と無く。憚る所無く。事ふるに勞逸と無く。避くる所無し。言は皆樂

八六  
で之を爲し事は難易勞逸を以て憚避せざる也。其れ委任せられては則ち恩寵を恃まらずして敬を加へ。其の遺忘せらるゝや則ち敢て怨恨せずして勤を加ふ。險易に其の心を革めず。安危に其の志を變せず。言は安危險易を以て其の心志を改變せざる也。君の一善を見ては則ち力を竭して以て顯譽し。唯四海の聞かざるを恐る。君の善の天下に徧きを欲する也。君の微過を見ては則ち心を盡して潜諫し。唯一徳の失あらんことを虞る。君の過の他人に聞ゆるを恐る也。孜孜として此れを爲して以て其の君に事ふ焉。人ぞ人の君主と成つて之を憎む者あらんや。故に親に事へて親の爲めに知られざるは是れ孝の未だ至らざるなり。君に事へて君の爲めに知られざるは是れ忠の未だ至らざる也。古語に云く。忠臣を求めんと欲する時は孝子の門より出づと。言は忠臣は必ず孝子に出づる也。

孝經に曰く。故に孝を以て君に事ふれば則ち忠也。夫の純孝に非れば則ち大忠を立つる能はず。言は大忠は必ず純孝より出づる也。夫れ純孝なる者は則ち能く大義を以て身を修め。行を立つるの本を知る。論語に曰く。孝悌は其れ人たるの本か。其の親を尊ばんと欲すれば必ず先づ君を尊ぶ。其の家を安せんと欲すれば必ず先づ國を安んず。君は尊くして親は卑しく。國大にして家は小なるが故也。故に古の忠臣は其の君を先にして其の親を後にし。其の國を先にして其の家を後にす。何となれば則ち君なる者は親の本也。親は君に非れば存せず。國なる者は家の基なり。家は國に非れば立たず。親は君に由つて存するを得。家は國に由つて立つを得。故に君を先にして親を後にし。家を後にして國を先にす。昔楚の恭王令尹を召して之に謂て曰く。常待管蘇管氏蘇は名常に君に侍す。我と處るときは

常に我に勸むるに道を以てし我を正すに義を以てす吾れ與に處れば安せず見ざるときは思はざる也己に正を勸むるを苦しむが故也然りと雖も吾得るあり其の君たるの道義を得るを謂ふ也其の功細からず必ず厚く之を祿せんと乃ち管蘇を拜して上卿と爲す管蘇の如き者は至忠至正にして能く道を以て其の君を濟くる者と謂ふ可き也

守道章

【原文】

夫道者覆天戴地高不可際深不可測苞裹萬物稟授無形舒之覆於六合卷之不盈一握小而能大昧而能明弱而能強柔而能剛夫知道者必達於理達於理者必明於

權明於權者不以物害己言察於安危寧於禍福謹於去就莫之能害也以此退居而閑遊江海山林之士服以此佐時而匡主忠立名顯而身榮退則巢許之流進則伊望之倫也故道之所在聖人尊之老子曰道常無不爲侯王若守之萬物將自化以道佐人主者不以兵強於天下夫佳兵者不祥之器故有道者不處又曰上士聞道勤而行之中士聞道若存若亡下士聞道大笑之不笑不足以爲道莊子曰夫體道者無天怨無人非無物累無鬼責一心定萬事得文子曰夫道者無爲無形內以修身外以理人故君臣有道即忠惠父子有道即慈孝士庶有道即相親

故有道即和同無道即離貳。由是觀之無道不宜也。管子曰道者一人用之不聞有餘。天下行之不聞不足。所謂道者小取焉則小得福。大取焉則大得福。道者所以正其身而清其心者也。故道在身則言自順。行自正。事君自忠。事父自孝。淮南子曰。大道之行猶日月。江南江北不能易其所。馳騫千里不能移其處。其趁捨禮俗無所不通。是以容成得之而為軒輔。傳說得之而為殷相。故欲致魚者先通水。欲致鳥者先樹木。欲立忠者先知道。又曰古之立德者樂道而忘賤。故名不動心。樂道而忘貧。故利不動志。職繁而身逾逸。官大而事逾少。靜而無欲。澹而能閑。以此修身

乃可謂知道矣。不知道者釋其所以有。求其所未得。神勞於謀。智煩於事。福至則喜。禍至則憂。禍福萌生終身不悟。此由於不知道也。說苑曰。山致其高而雲雨起焉。水致其深而蛟龍生焉。君子致其道而福祿歸矣。萬物得其本則生焉。百事得其道則成焉。

【譯解】

夫れ道なる者は天を覆ひ地を戴す。高くして際む可らず。深くして測る可らず。言は道の廣大苞まざる所無し。故に上は天を覆ひ下は地を戴せ。高くして其の際を極む可らず。深くして其の原を測る可らず。萬物を苞裏し。無形を稟授す。千品萬物皆道に始まる之を舒ふるときは六合を覆ひ之を卷けば一握に盈たず。言は能く屈伸變に

隨ふ也。小にして能く大に味にして能く明。弱にして能く強。柔にし  
て能く剛也。卑くして而かも踰ゆ可らざる也。夫れ道を知る者は必  
ず理に達す。理は道に由り達すれば也。理に達する者は必ず權に明  
かなり。權は理に由り明かなれば也。權に明かなる者は物を以て己  
を害せず。外物を以て己を害せざる也。言は安危を察し禍福に寧じ  
去就を謹むときは之れ能く害する莫き也。夫れ權道經に及び義  
に合ふときは通せざる所無し。其の安危を審にし。其の去就を明か  
にし。福至つて喜ばず。禍至つて憂ひず。唯適く所に變ず。故に能く害  
ふ事莫し。此を以て退去して閑遊する時は江海山林の士服す。此を  
以て時を佐け主を匡す時は忠立ち名顯はれて身榮ゆ。退けば則  
ち巢許の流進めは則ち伊望の倫なり。巢父許由伊尹太公望也。故に  
道の在る所は聖人之を尊ぶ。言は道の在る所の者は聖人之を尊貴

す。故に黄帝廣成を桐山に問ひ。唐堯四子を汾水に見る。老子曰く道  
は無爲にして爲さざる無し。侯王能く之を守る時は萬物將に自ら  
化せんとす。道を以て人主を佐くる者は河上公曰く。謂る人主は  
能く道を以て自ら輔佐す。兵を以て天下に強ひず。河上公曰く。道を  
以て自ら佐くるの主は兵事を以てせず。天に順ひ徳に任じ而して  
敵人自ら服す。夫れ兵に佳き者は不祥の器也。河上公曰く。祥は善也。  
兵は精神を驚かし和氣を濁す。不善人の器也。故に道ある者は處ら  
ず。河上公曰く。有道の人は其の國に居らざる也。又曰く。上士は道を  
聞いて勤めて之を行ひ。中士は道を聞いて存するが如く。亡きが如  
し。河上公曰く。中士道を聞いて身を治むれば則ち長存し。國を治む  
れば則ち太平。欣然として之を存す。退いて財色榮利を見情慾に惑  
ふて後復た亡ふ也。下士は道を聞いて大に之を笑ふ。河上公曰く。

下士は貪狼にして慾多し。道の恭敬を見て之を恐懼と謂ひ、道の質朴なるを見て之を鄙陋と謂ふ。故に大に笑ふ也。笑はざるときは以て道と爲すに足らず。河上公曰く下士の爲めに笑ふ所とならざれば之を名付けて道と爲すに足らざる也。莊子曰く夫れ道を體する者は天を怨む無く、人を非とする無く、物を累はす無く、鬼を責むること無く、一心に定まつて萬事得。言は道を體する人は物に随つて變化す。故に天より之を祐け、吉にして利せざる無き也。文子曰く夫れ道なる者は無爲無形にして、湛然安靜にして其の形を見る莫し。内は以て身を修め、外は以て人を理む。故に君臣道あれば即ち忠恵あり、君恵にして臣忠也。父子道あれば即ち慈孝あり、父慈にして子孝なり。士庶道あれば即ち相親しむ。故に道あれば即ち和同し。道無ければ即ち離貳す。言は人道あれば疎遠と雖も必ず和

同す。道なければ親近と雖も必ず離貳す。是に由て之を觀れば、道として宜しからざる無し。道は萬物に周ねし。故に在る所皆宜し。管子に曰く道は一人之用ふるも餘あるを聞かず。天下之を行ふも足らざるを聞かず。所謂道なる者は小しく取るときは則ち小しく福を得、大に取るときは則ち大に福を得。言は福の大小は其の取る所に在る也。道なる者は其の身を正し、其の心を清くする所以のもの也。言は身を正し、心を清くするは道に非れば不可なり。故に道身に在れば則ち言自ら順ひ、行自ら正しく、君に事ふるに自ら忠、父に事ふるに自ら孝なり。行言宜に合ひ、忠孝節を得るは皆道に由る。故に君子は之を守る也。淮南子曰く大道の行はるは猶ほ日月の如し。言は道に明かにして自ら廣遠なることは日月の天下に臨んで至らざる所無きが如き也。江南河北も其の所を易ふる



九六  
能はず千里に馳せ驚するも其の處を移す能はず。江より河に至る千里なる能はず。故に其の處易らず。千里の内暑景同じ。故に其の處移らず。道も亦然り。其の趨捨禮俗通せざる所無し。道は能く萬事に通ず。是を以て容成之を得て軒の輔と爲り、傅説之を得て殷の相と爲れり。得とは道を得るを言ふ也。故に魚を致さんと欲する者は先づ水を通ず。鳥を致さんと欲する者は先づ木を樹る。忠を立てんと欲する者は先づ道を知る。泉深うして魚自ら至り、林茂つて鳥自ら歸し、道を知つて忠自ら立つ。又曰く古の徳を立てる者は道を楽しんで賤しきを忘る。故に名心を動かさず。道を樂んで貧を忘る。故に利志を動かさず。云は徳を立てるの人は志道にあり。貧賤の辱は尙は忘る。則ち名利の榮豈に能く心志を動かさんや。職繁くして身逸々逸く。官大にして事逾々少し。道を以て之を理むるが故也。靜にし

九七  
て慾無く澹として能く閑なり。志清靜にして欲する所無く心恬憺として能く閑逸也。此を以て身を修むれば乃ち道を知れりと謂ふ可し。言は能く此の六の者を以て身を修めて而して後に乃ち道を知れりと謂ふ可し矣。道を知らざる者は其の有する所以を釋てし其の未だ得ざる所を求む。道を知らざる人は則ち己の有する所以を捨てし其の己が未だ得ざる福を求むる也。神謀に勞し智事に煩ふ。福至れば則ち喜び禍至れば則ち憂ひ。禍福の萌生じ身を終る迄悟らず。此れ道を知らざるに由れる也。說苑に曰く山其の高きを致すときは雲雨起り水其の深きを致すときは蛟龍生ず焉。山高くして後に雲雨あり水深くして後に蛟龍あり君子其の道を致すときは福祿歸す矣。萬物其の本を得るときは則ち生じ焉。百事其の道を得るときは則ち成る焉。

公正章

九八

【原文】

天無私覆。地無私載。日月無私燭。四時無私爲。忍所私而行大義。可謂公矣。智而用私。不若愚而用公。人臣之公者。理官事。則不營私家。在公門。則不言貨利。當公法。則不阿親戚。奉公舉賢。則不避仇讎。忠於事君。仁於利下。推之以恕道。行之以不黨。伊呂是也。故顯名存於今。是之謂公也。理人之道。萬端所以行之在一。一者何。公而已矣。唯公心可以奉國。唯公心可以理家。公道行。則神明不勞。而邪自息。私道行。則刑罰繁。而邪不禁。故公之爲道也。言甚少而

用甚博。夫心者。神明之主。萬理之統也。動不失正。天地可感。而況於人乎。故古之君子。先正其心。夫不照於昧金。而照於瑩鏡者。以瑩能明也。不鑒於流波。而鑒於靜水者。以靜能清也。鏡水以明清之性。故能形物之形。見其善惡。而物無怨者。以鏡水至公而無私也。鏡水至公。猶免於怨。而況於人乎。孔子曰。苟正其身。於從政乎。何有。不能正其身。如正人何。又曰。其身正。不令而行。其身不正。雖令不從。說苑曰。人臣之行。有六正六邪。行六正則榮。犯六邪則辱。夫榮辱者。禍福之門也。何謂六正六邪。六正者。一曰萌芽未動。形兆未見。照然獨見存亡之機。得失之要。預禁乎未然。

臣軌上

九九

之前使主超然立乎顯榮之處。天下稱孝焉。如此者聖臣也。二曰。虛心白意。進善通道。勉主以禮義。諭主以長策。將順其美。匡救其惡。功成事立。歸善於君。不敢獨伐其勞。如此者大臣也。三曰。卑身賤體。夙興夜寐。進賢不懈。數稱於往古行事。以勵主意。庶幾有益。以安國家。如此者忠臣也。四曰。察見成敗。早防而救之。引而復之。塞其門。絕其源。轉禍以爲福。令君終世無憂。如此者智臣也。五曰。守文奉法。任官職事。辭祿讓賜。不受贈遺。衣服端齊。食飲節素。如此者貞臣也。六曰。國家昏亂。所爲不諛。然而敢犯主之嚴顏。面言主之過失。不辭其誅。身死國安。不悔所行。如此者直

臣也。是謂六正也。六邪者。一曰。安官貪祿。營於私家。不務公事。懷其智藏其能。主飢於論。渴於策。獨不肯盡節。容々乎與代沈浮。上下左右觀望。如此者具臣也。二曰。主所言皆曰善。主所爲皆曰可。隱而求主之所好而進之。以快主之耳目。偷合苟容。與主爲樂。不顧其後害。如此者諛臣也。三曰。中實諛險。外貌小謹。巧言令色。又心疾賢。所欲進則明其美而隱其惡。所欲退則明其過而匿其美。使主妄行過任。賞罰不當。號令不行。如此者奸臣也。四曰。智足以飾非。辯足以行說。反言易辭。而成文章。內離骨肉之親。外妬亂朝廷。如此者讒臣也。五曰。專權擅威。持操國事。以爲輕

重於私門。成黨以富其家。又復增加威權。擅矯主命。以自貴顯。如此者。賊臣也。六曰。諂主以邪。墜主不義。朋黨比周。以蔽主明。入則辯言好辭。出則更復異其言語。使白黑無別。是非無問。候伺可不推因而附。然使主惡布於境內。聞於四隣。如此者。亡國之臣也。是謂六邪。賢臣處六正之道。不行六邪之術。故上安而下理。生則見樂。死則見思。此人臣之術也。

【譯解】

天私に覆ふ無く。地私に載する無し。日月私に燭す無く。四時私に爲す無し。(夫れ天は上に覆ひ。地は下に載す。日月の臨照を爲し。四時

の代謝ある。豈に私あらんや。私にする所を忍んで大義を行ふ。公と謂ふ可し矣。(夫れ志士仁人時を佐け。主を匡し。天地の道に順つて公正の心を行ふ。親昵を以て其の情を變せず。利害を以て其の操を易へず。故に周公は其の弟を誅し。石錯は其の子を戮す。大義を行つて其の親を滅す。此の如き者公と謂ふ可し矣。智にして私を用ふるは。愚にして公を用ふるに若かず。智にして私を用ふるは。彌々其の邪を長じ。愚にして公を用ふるは。轉た正に近づく。) 人臣の公なる者は。官事を理めて。則ち私家を營まず。公門に在つては。則ち貨利を言はず。公法に當つては。則ち親戚に阿らず。貨利を言ひば。則ち公門正しからず。親戚に阿れば。則ち公法行はれず。公に奉じ。賢を擧ぐるときは。則ち仇讎を避けず。仇讎を避くれば。則ち野に遺賢あり。君に事ふるに。忠あり。下を利するに。仁あり。言は。人臣の公なる者は。君

に事ふれば則ち忠を盡し。下を利すれば則ち仁を盡す。之を推すに  
恕道を以てし。之を行ふに不黨を以てす。伊呂是也。伊尹呂望也。論  
語に曰く。夫子の道は忠恕のみ。又曰く。君子は群して黨せず。故に名  
を顯はして今に存せり。是を之公と謂ふ也。伊呂湯武に忠義。周文に  
公正也。意を君朝に竭して私室に心無し。故に功古に存するを得て  
名今に顯はる。人臣の公と謂ふ可き也。人を理むるの道は萬端。所以  
に之を行ふ一に在り。一とは何ぞ公而已矣。唯公心以て國に奉ず  
可し。唯公心以て家を理む可し。公道行はるゝときは則ち神明勞  
せずして邪自ら息む。私道行はるゝときは則ち刑罰繁くして邪  
禁せず。私道既に行はるれば人皆虚詐也。故に其の刑罰を繁くすと  
雖も姦邪止まざる也。故に公の道たるや言甚だ少くして用甚だ博  
し。公正にして私無ければ其の事立ち易し。故に言を出すこと少し

と雖も用ふる所は則ち博し。夫れ心なる者は神明の主。神心に非れ  
ば明かならず。故に心を以て主と爲す。萬理の統なり。萬理を統攝  
するは皆心に由る也。動いて正を失はざるときは天地感ず可し。況  
んや人に於てを乎。故に古の君子は先づ其の心を正しくす。言は  
心神を動發して其の正を失はざる時は則ち天地の大と雖も亦感  
ず可し。天地すら感ず。況んや人に於てをや。是を以て古の君子徳を  
樹て功を立つる者先づ其の心を正しうせざる莫し。夫れ昧金を照  
さずして瑩鏡を照すは瑩鏡能く明なるを以てなり。流波に鑒み  
ずして静水に鑒みる者は静にして能く清めるを以て也。鏡水は明  
清の性を以てす。故に能く物の形を形はし。其の善悪を見はす。而し  
て物怨無き物は鏡水の至公にして私なきを以てなり。鏡水の至公  
だも猶ほ怨を免る。而るを況んや人に於てをや。孔子曰く。苟も其の

身を正さば政に従ふに於てや何かあらん。其身を正す能はずんば人を正すが如き何かん。又曰く其の身正しき時は令せざるも行はれ其の身正しからざれば令すと雖も従はず。説苑に曰く人臣の行六正六邪あり。六正を行ひば則ち榮え六邪を犯すときは則ち辱しめらる。夫れ榮辱は禍福の門也。禍福は榮辱に由つて生ずる也。何をか六正六邪と謂ふ。六正とは一に曰く萌芽未だ動かす形兆未だ見れず事の未發の時を謂ふ也。照然として獨り存亡の機得失の要を見預め未然の前に禁じ主をして超然として顯榮の處に立たしめ天下孝を稱す焉。功をして上天に格り徳をして後裔に流れしむるを謂ふ也。主の孝を稱する也。此の如き者は聖臣なり。二に曰く心を虚らし意を白くし善を進め道を通じ白は潔白也。通道は有道の人を其の君に通ずる也。主を勉むるに禮義を以てし主

を諭すに長策を以てす。長策は大策也。其の美を將順し其の惡を匡救し功成り事立つて善を君に歸し敢て獨り其の勞を伐らず。伐は取る也。言は功成り事立つは己に由ると雖も皆之を君に歸し敢て獨り其の勞を取らざる也。此の如き者は大臣也。三に曰く身を卑くし體を賤くし夙に興き夜に寤ね賢を進めて懈らず。數々往古の行事を稱し以て主の意を勵まし有益を庶幾して以て國家を安す。往古の行事とは往古の君の行ふ所の事を云ふ。堯舜禹湯の如き皆之を稱して以て其の君を勵ます也。此の如き者は忠臣也。四に曰く成敗を察見して早く防ぎて之を救ひ言は其の君を察見して成敗の事あれば則ち早く謀を設け以て之を防救する也。引て之を復す。君若し既に傾敗あれば則ち引いて其の未だあらざるの時に復らしむ。其の間を塞ぎ其の源を絶ち君の惡を爲す間隙を塞ぎ君

の過を爲す根源を絶つ也禍を轉じて以て福と爲し君をして世を終る迄憂なからしむ。此の如き者は智臣也。五に曰く文を守り法を奉じ官に任じ事を職り祿を辭じ賜を讓つて贈遺を受けず言は貞白を以て自ら居る故に祿贈ありと雖も皆讓つて受けざる也。衣服端齊にして食飲節素なり其の廉潔を守つて奢移を爲さざる也。此の如き者は貞臣なり。六に曰く國家昏亂なるも爲す所諛せず國昏亂すと雖も臣貞にして奸に任じ邪を用ふるを正し而して諂諛して以て曲げて君の意に従はざる也。然り而して敢て主の嚴顔を犯して面り主の過失を言つて其の誅を辭せず身死するも國安くんば行ふ所を悔ひず。夫れ昏虐の君は好んで誅戮を行ひ忠直の士を怒り諂佞の人を喜ぶ而して能く嚴顔を憚らずして過失を面言し身の死するを辭せず國を護つて安きを得るを冀ふ故に龍

逢之を以て亡び比干之を以て喪ぶ志必諫を存す故に行ふ所を悔ひざる也。此の如き者は直臣也。是を六正と謂ふ也。六邪とは一に曰く官を安んじ祿を負り其の居る所の官を安じ其の君の爵祿を貪る也私家を營んで公事を務めず其の智を懐いて其の能を藏す其の智能を用ひて以て其の君を正さざる也。主論に飢る策に渴すれども猶ほ節を盡すを肯せず言は君其の善論を思ひ其の良策を想ふこと飢渴に同じけれども猶ほ節を盡して以て之を告ぐるを肯せざる也。容々乎として代と與に沈浮し上下左右觀望す容々乎は自ら安するの貌也。此の如き者は具臣なり。二に曰く主の言ふ所皆善と曰ひ主の爲す所皆可と曰ひ進退君に隨つて匡諫せざる也。隱に主の好む所を求めて之を進め以て主の耳目を快くす。隱は猶ほ私の如し。言は私に主の好む所の物を求め具へて之を

進め。以て其の主の耳目心意を樂ます也。儉に合ひ、苟も容れて主と  
 樂を爲し、其の後害を顧みず。言は、苟も君と志を合するを得て同じ  
 く歡樂を爲す。豈に其の後害あるを顧みんや。此の如き者は諛臣な  
 り。三に曰く、中實は諛險にして外には貌小謹、内慢にして外恭也。  
 言を巧にし、色を令し、又心に賢を疾む、論語に曰く、巧言令色鮮し仁  
 と。賢義を疾害し、君の之を用ふるを恐るゝ也。進めんと欲する所あ  
 るときは、則ち其の美を明にし、其の惡を隠す。退げんと欲する所あ  
 るときは、則ち其の過を明にし、其の美を匿す。主をして妄りに過  
 任を行はしめ、賞罰當らず。號令行はれず。此の如き者は姦臣也。四  
 に曰く、智は以て非を飾るに足り、辯は以て説を行ふに足り。言を反  
 し、辭を易へて、文章を成す能く、是非をして定まる所無からしむる  
 也。内には骨肉の親を離ち、外には朝廷を妬み亂す。内には宗族を

棄て、外には善良を陷る也。此の如き者は讒臣なり。五に曰く、權を  
 專にし、威を擅にし、國事を持操して、以て輕重を私門に爲し、黨を成  
 して、以て其の家を富ます。擅に己の情を發して、國事を持操し、以て  
 輕重を其の私門に爲し、其の朋黨を成して、以て其の家業を富ます  
 也。又復増々威權を加へ、擅に主命を矯め、以て自ら貴顯す。又己の權  
 を増して、主の令を矯め、而して威を作し、福を作し、以て自ら尊貴す。  
 此の如き者は賊臣なり。六に曰く、主に諂ふに邪を以てし、主を不  
 義に墜し、諂媚の言を進め、邪僻の行を用つて、其の君を不義に陥ら  
 しむ。朋黨比周して、以て主の明を蔽す。入ては、則ち辯言して、辭を  
 好くし、主に諂ふ也。出でては、則ち更に復其の言語を異にす。其の君  
 を誘ふ也。白黒をして別つ、無く是非をして間なからしむ。間は隔  
 也。言は能く白を點じて、黒と作し、非を飾つて、是と爲し、白黒是非を



して隔別なからしむる也。可否を候伺し推因して附く。然して主の悪をして境内に布き四隣に聞えしむ言は君の行事を候伺して謗毀し以て其の悪を成し推尋す可きが如く。因つて附會して以て實と爲し。然る後遂に主の過惡をして境内に彰布し四隣に流聞せしむる也。此の如き者は亡國の臣なり。是を六邪と謂ふ。賢臣は六正の道に處て六邪の術を行はず。故に上安くして下理まる。生きては則ち樂を見人の樂しむ所を見る也。死しては則ち思を見る人の思ふ所を見る也。此れ人臣の術なり。

匡諫章

【原文】

夫諫者所以匡君於正也。易曰王臣蹇々匪躬之故。人臣

之所以蹇々爲難。而諫其君者非爲身也。將欲以除君之過。矯君之失也。君有過失而不諫者。忠臣不忍爲也。春秋傳曰。齊景公坐於罍臺。梁丘據馳而造焉。公曰。唯據與我。和。晏子曰。據亦同也。焉得爲和。公曰。和與同異乎。對曰。異。和如羹焉。水火醯醢醢梅以烹魚肉。宰夫和之。齊之以味。濟其不及。君臣亦然。君所謂可而有否焉。臣獻其否以成其可。君所謂否而有可焉。臣獻其可而去其否。是以政平而人無爭心。故詩曰。有和羹。既戒既平。今據不然。君所謂可據亦曰可。君所謂否據亦曰否。若以水濟水。誰能食之。同之不可也。如是。家語曰。哀公問於孔子曰。子從父之命。

孝乎。臣從君之命忠乎。孔子不對。又問。三皆不對。趨而出。告於子貢曰。公問如此。爾以爲何如。子貢曰。子從父命孝矣。臣從君命忠矣。夫子奚疑焉。孔子曰。鄙哉。爾不知也。昔萬乘之主有諍臣七人。則主無過舉。千乘之國有諍臣五人。則社稷不危。百乘之家有諍臣三人。則祿位不替。父有諍子。不陷無禮。士有諍友。不行不義。子從父命。奚詎爲孝。臣從君命。奚詎爲忠也。新序曰。主暴不諫。非忠臣也。畏死不言。非勇士也。見過則諫。不用即死。忠之至也。晉平公問叔向曰。國家之患孰爲大。對曰。大臣重祿而不極諫。近臣畏罪而不敢言。下情不得上通。此患之大者也。公曰。善。乃

令曰。臣有欲進善言而謁者。不通罪至死。說苑曰。從命利君謂之順。從命病君謂之亂。逆命利君謂之忠。逆命病君謂之亂。君有過失而不諫。諍將危國家。殞社稷。有能盡言於君。用則留。不用則去。謂之諫。用則可。不用則死。謂之諍。有能率群下以諫君。君不能不聽。遂解國之大患。除國之大害。竟能尊主安國者。謂之輔。有能抗君之命。返君之事。以安國之危。除主之辱。而成國之大利者。謂之弼。故諫。諍。輔。弼者。所謂社稷之臣。明君之所貴也。又曰。夫登高棟。臨危檐。而目不眴。心不懼者。此工匠之勇也。入深泉。刺蛟龍。抱鼉鼉而出者。此漁父勇也。入深山。刺猛獸。抱熊羆而出。

此獵夫之勇也。臨戰先登，暴骨流血而不辭者，此武士之勇也。居於廣庭，作色端辯，以犯君之嚴顏，前雖有乘軒之賞，未爲之動。後雖有斧鑕之誅，未爲之懼者，此忠臣之勇也。君子於此五者，以忠臣之勇爲貴也。代要論曰：夫諫諍者，所以納君於道，矯枉正非，救上之謬也。上苟有謬而無救焉，害於事，害於事則危。故論語曰：危而不持，顛而不扶，則將焉用彼相。然則扶危之道，莫過於諫。是以國之將興，貴在諫臣。家之將興，貴在諫子。若君父有非，臣子不諫，欲求國泰家榮，不可得。

【譯解】

夫れ諫なる者は君を正に匡す所以なり。其の君を匡救して正道に合せしむる也。易に曰く王臣蹇々躬の故に匪すと。人臣所以蹇々を難しと爲す。臣の君に事ふるや能く忠正鮮し。故に蹇々の材を以て難しと爲す。而して其の君を諫むる者は身の爲めにするに非る也。將に以て君の過を除き君の失を矯めんと欲するなり。君過失あり而して諫めざるは忠臣爲すに忍びざるなり。忠臣は則ち必ず其の君を諫む。春秋傳に曰く景公過臺に坐す。梁丘據馳せて造る公曰く唯據我と和せり。晏子曰く據も亦同なり。焉んぞ和せりと爲すを得んや。公の曰く和と同一異なるや。對へて曰く異なり。和は羹の如し。水火醯醢醢以て魚肉を烹る。宰夫之を和し之を齊のふるに味を以てす。濟其れ及ばず。杜預曰く濟は益也。君臣も亦然り。君所謂可にして否あるときは臣其の否を獻じて以て其の可を成す。

(杜預曰く君の否と云ふものを献じて以て君の可を成す也)君の所謂否にして可あるときは臣其の可を献じて以て其の否を去る是を以て政平にして人争心なし。故に詩に曰く亦和羹あり既に戒めて既に平なり。(杜預曰く詩の殷の中宗を頌する也言は中宗能く賢者と可否を和齊す其の政羹の如く警戒して且つ平なり)今據は然らず君の所謂可なるときは據も亦可と曰ひ君の所謂否なるときは據も亦否と曰ふ。水を以て水を濟するが如し誰か能く之を食はん同の不可なるや是の如し家語に曰く哀公孔子に問ふて曰く子父の命に従ふは孝か臣君の命に従ふは忠乎孔子對へず又問ふこと三び皆對へず趨つて出で子貢に告げて曰く公の問ふこと此の如し爾以て如何と爲す子貢曰く子父の命に従ふは孝なり臣君の命に従ふは忠なり矣夫子奚ぞ疑はん孔子曰く鄙哉爾知ら

ずや昔萬乗の主諍臣七人有つて則ち主過舉無きなり。(言は事を舉げて過失なきなり孝經に曰く天子諍臣七人あれば無道と雖も天下を失はざる也)千乗の國諍臣五人あれば則ち社稷危からず(孝經に曰く諸侯諍臣五人あれば無道と雖も其の國を失はずと)百乗の家諍臣三人あれば則ち祿位替れず(替は廢也孝經に曰く大夫諍臣三人あれば無道と雖も其の家を失はず)父諍子あれば無禮に陥らず士諍友あれば不義を行はず(孝經に曰く父諍子あれば則ち身不義に陥らず士諍友あれば則ち身命名を離れず)子父の命に従ふ奚詎ぞ孝と爲さん臣君の命に従ふ奚詎ぞ忠と爲さん(言は其れ忠孝たるを得ざる也孝經に曰く父の命に従ふ焉ぞ孝と爲すを得ん乎鄭玄曰く委曲して君父の命に従ふ善は只善と爲し惡も亦只惡と爲さば又焉ぞ忠臣孝子たるを得ん乎)新序に曰く主暴にして諫

めざるは忠臣に非る也。死を畏れて言はざるは勇士に非ざるなり。  
 (能く暴君を諫め其の死を畏れざるを乃ち忠勇と爲す) 過を見て則ち諫め用ひられざる時即ち死するは忠の至れるなり。(君の過あるを見ては則ち顔を犯して之を諫む諫めて用ひられざる時は則ち死を以て之に繼ぐ忠の至れると謂ふ可し) 普の平公叔向に問ふて曰く國家の患孰れか大と爲す對へて曰く大臣は祿を重じて極諫せず近臣は罪を畏れて敢て言はず下情上に通ずるを得ず此れ患の大なるものなり。公曰く善しと乃ち令して曰く臣善言を進めんと欲する有り而して調者通せざれば罪死に至らん(調者は官名也言は臣善言を其の君に進むる有らんと欲して而して調者の官上に通聞せざれば則ち罪死に至る) 説苑に曰く命に従つて君を利す之を順と謂ふ命に従つて君を病しむ之を諛と謂ふ命に逆

つて君を利する之を忠と謂ふ命に逆つて君を病しむ之を亂と謂ふ。(夫れ人に臣たる者は其れ難からずや通變の理を察し安危の機を識り然る後に以て其の君に事ふ可し故に書に曰く臣たること易からずと) 君過失あり而して諫諍せざれば將に國家を危くし社稷を殞さんとす。能く言を君に盡す有つて忠貞の言を其の君に盡して藏隠する所無き也用ひらるれば則ち留まり用ひられざる時は則ち去る之を諫と謂ふ。用ひらるれば則ち可なり用ひられざる時は則ち死す之を諍と謂ふ。(能く死を以て其の君を諫むる也) 能く群下を卒ゐて君を諫むるある時は君聽かざる能はず(群下は衆臣也) 遂に國の大患を解いて國の大害を除く。(其の諫を用ふるに由るが故也) 竟に能く主を尊ひ國を安ずる者之を輔と謂ふ。能く君の命に抗し君の事を返し君の私心を奪つて之を正義に歸

する也。以て國の危きを安じ、主の辱を除くことあり。而して國の大  
 利を成す者之を弼と謂ふ。故に諫諍輔弼なる者は所謂社稷の臣、  
 明君の貴ぶ所也。言は諫諍輔弼事跡殊なるあり。雖も國を安じ人  
 を寧するに至ては其の功異ならず。故に共に社稷の臣也。又曰く高  
 棟に登り、危檐に臨んで目胸がす。心懼れざる者は此れ工匠の勇な  
 り。深泉に入つて蛟龍を刺し、鼉鼉を抱て出る者は此れ漁夫の勇  
 なり。戦に臨んで先登し、骨を暴し、血を流して辭せざる者は此れ武  
 士の勇なり。廣庭に居て色を作し、辯を端して以て君の嚴顔を犯し  
 前に乘軒の賞あり。雖も未だ之が爲めに動かさず。左傳の注に曰く  
 軒は大夫の車也。後に斧鑕の誅有りと雖も未だ之が爲めに懼れざ  
 る者は此れ忠臣の勇也。君子は此の五者に於て、忠臣の勇を以て貴  
 と爲すなり。(夫れ武士獵夫工匠漁父は匠夫の小勇あり。雖も其

の大功を爲す能はず。忠勇の臣公正の士に至つては廣庭に色を作  
 し、主の嚴顔を犯して乘軒の榮を願はず。斧鑕の戮を憂へず。國安く  
 人泰かに理定り、功成つて、道當時に著はれ、名後代に流れしむ。故に  
 君子の貴ぶ所たる也。代要論に曰く、夫れ諫諍なる者は君を道に納  
 る、所以、枉を矯め、非を正して、上の謬を救ふなり。上苟しくも謬  
 あり、而して救ふ無き時は、則ち事に害あり。人を理むるの事に害わ  
 り、事に害ある時は、則ち危し。國安からざる也。故に論語に曰く、危け  
 れども持せず、顛れども扶けざる時は、則ち將に彼の相を用ひん。  
 (鄭玄曰く、相は王を扶くる者也。然れば、則ち危を扶くるの道は諫に  
 過ぎたるは莫し。是を以て國の將に興らんとするや、貴きこと諫  
 臣にあり。家の將に興らんとするや、貴きこと諫子にあり。若し君父  
 非わつて、臣子諫めざるときは、國泰かに家榮えんことを求めんと

欲するも得可らざるなり。(鄭玄曰く君父不義あつて臣子諫争せざる時は則ち國を亡ぼし家を破るの道也。)

臣軌 上終

臣軌 下

誠信章  
廉潔章  
利人章  
慎密章  
良將章

誠信章

【原文】

凡人之情莫不愛於誠信。誠信者即其心易知。故孔子曰。爲上易事。易下易知。非誠信無以取愛於其君。非誠信無以取親於百姓。故上下通誠者則暗相信而不疑。其誠不通者則近懷疑而不信。孔子曰。人而無信不知其可。大車無輓。小車無軌。其何以行之哉。呂氏春秋曰。信之爲功大矣。天行不信則不能成歲。地行不信則草木不大。春之德風。風不信則其花不成。夏之德暑。暑不信則其物不長。秋之德雨。雨不信則其穀不堅。冬之德寒。寒不信則地不剛。



夫以天地之大。四時之化。猶不能以不信成物。况於人乎。故君臣不信則國政不安。父子不信則家道不睦。兄弟不信則其情不親。朋友不信則其交易絕。夫可與爲始。可與爲終者。其唯信乎。信而又信。重襲於身。則可以暢神明通於天地。昔魯哀公問於孔子曰。請問取人之道。孔子對曰。弓調而後求勁焉。馬肥而後求良焉。士必懿信而後求智焉。若士不懿信而有智能。譬之豺狼。不可近也。昔子貢問政。子曰。足食足兵。人信之矣。子貢曰。必不得已而去。於斯三者何先。子曰。去兵。子貢曰。必不得已而去。於斯二者何先。曰。去食。自古皆有死。人無信不立。體論曰。君子修身莫

善於誠信。夫誠信者君子所以事君上。懷下人也。天不言而人推高焉。地不言而人推厚焉。四時不言而人與期焉。此以誠信爲本者也。故誠信者天地之所守。而君子所貴也。傅子曰。言出於口。結於心。守以不移。以立其身。此君子之信也。故爲臣不信不足以奉君。爲子不信不足以事父。故臣以信忠其君。則君臣之道逾睦。子以信孝其父。則父子之情益隆。夫仁者不妄爲。智者不妄動。擇是而爲之。計義而行之。故事立而功足。恃也。身歿而名足。稱也。雖有仁智。必以誠信爲本。故以誠信爲本者。謂之君子。以詐僞爲本者。謂之小人。君子雖殞。善名不滅。小人雖貴。惡名不

除。

【譯解】

凡そ人の情誠信を愛せざる莫し。誠とは虚操無きを謂ふ。信とは期を愆らざるを謂ふ。言は能く忠誠信實なれば人皆愛す。誠信なる者は即ち其の心知り易し。言は誠信無き者は則ち知る可らず。故に孔子曰く。上と爲つては事へ易く。下と爲つては知り易し。上に誠信あるときは則ち事へ易く。下に誠信あるときは則ち知り易し。誠信に非んば以て愛を其の君に取る無く。誠信に非んば以て親を百姓に取る可無し。人誠信あれば則ち君之を愛す。君誠信あれば則ち人之を親む。言は親愛を致すは唯誠信に在るなり。故に上下誠を通ずる者は則ち暗に相信じて疑はず。其の誠通せざる者は則ち近く疑を懐いて信せず。言は君臣誠通する者は則ち暗に合つて疑無く

誠異なる者は則ち近しと雖も信せざる也。孔子曰く。人として信無くば其の可なるを知らず。鄭玄曰く。其の可なるを知らざる者は言行ふ可らず。大車輓無く。小車軌無くば其れ何を以て行ん哉。鄭玄曰く。大車は柏車。小車は羊車。輓は轅の端を穿つて之を着け。軌は轅の端を回つて之を節す。車は輓軌を待つて行く。猶ほ人の行は信無かる可らざるが如き也。呂氏春秋に曰く。信の功たる大なる哉。言は天地。四時。君臣。父子。兄弟。朋友。皆信を待つて成る。故に大と曰ふ也。天行信ならざるときは則ち歳を成す能はず。地行信ならざる時は則ち草木大ならず。春の徳は風。風信ならざる時は則ち其の花成らず。夏の徳は暑。暑信ならざる時は則ち其の物長せず。秋の徳は雨。雨信ならざる時は則ち其の穀堅らず。冬の徳は寒。寒信ならざる時は則ち其の地剛からず。夫れ以れば天地の大。四時の化。猶ほ信ならざるを

以て物を成す能はず況や人に於てを乎。故に君臣信あらざる時は則ち國政安からず父子信あらざる時は則ち家道睦しからず(孝慈を失ふ也)兄弟信あらざる時は則ち其の情親まず朋友信せざれば則ち其の交絶へ易し夫れ與に始を爲す可く與に終を爲す可き者は其れ唯信なる乎信は則ち終始二ならず信あつて又信なり重ねて身に襲く(襲は服也)則ち以て神明に暢び天地に通ず可し昔魯の哀公孔子に問ふて曰く人を取るの道を請ひ問ふ。孔子對て曰く弓調つて而して後に勁きを求め馬服して而して後に良を求む士は必ず怒信にして而る後に智を求む焉。(言は弓調はずして勁きときは則ち催折し馬服せずして良きときは則ち泛佚す士信ならずして智なる時は則ち虚詐也)若し士怒信あらずして智能あるは之を豺狼に譬ふ近づく可らざる也(夫れ士怒信無くして智能あ

れば適々其の姦雄の材を助けて亂を君父師に爲すに足る豺狼にして虐を縦にするに比す其れ近づく可けんや)昔子貢政を問ふ子曰く食足り兵足り人信あらしむ矣。(鄭玄曰く政此の三者ある時は則ち國強し)子貢曰く必ず已むを得ずして斯の三者を去らば何をか先にせん子曰く兵を去れよ子貢曰く必ず已むを得ずして斯の二者を去らば何をか先にせん曰く食を去てよ古より皆死有り人信無きときは立たず(鄭玄曰く言は人の特に急に於ける所は食也)信也古より皆死あり必ず已むを得ずんば食も又去る可し(體論に曰く君子身を修むるは誠信より善きは莫し誠信は身を修むるの本也)夫れ誠信なる者は君子の君上に事へ下人を懐くる所以也(天言はざれども人高きを推す地言はざれども人厚きを推す四時言はざれども人與に期す此れ誠信を以て本と爲す著なり故に

一三二  
誠信なる者は天地の守る所にして君子の貴ぶ所也。天地誠信あつて然る後に萬物成り。君子誠信あつて然る後に百行著はる故に天地の守る所君子の貴ぶ所也。傅子曰く言は口より出でて心に結ばる結は纏結する也。守るに移らざるを以てし。以て其の身を立つ言は其の前言を守つて移し易へざる也。此れ君子の信なり故に臣と爲つて信ならざれば以て君に奉ずるに足らず。子と爲つて信ならざれば以て父に事ふるに足らず。故に臣信を以て其の君に忠なれば則ち君臣の道逾々睦まし。子信を以て其の父に孝なれば則ち父子の情益々隆なり。夫れ仁者は妄りに爲さず。爲して其の時を得。智者は妄りに動かず。動いて禮に合ふ是を擇んで之を爲し。義を計つて之を行ふ。非を爲さず。義を計合して而る後に之を行ふ。故に事立つて功恃むに足り。身没して名稱するに足る。其の動爲誠信を失は

ざるに由る也。仁智ありと雖も必ず誠信を以て本と爲す。故に誠信を以て本と爲す者之を君子と謂ふ。言は仁智ありと雖も苟も誠信無ければ則ち以て君子と爲す可らざる也。詐僞を以て本と爲す者之を小人と謂ふ。君子は殞すと雖も善名滅びず。身没して名揚る也。小人は貴しと雖も惡名除かず。位隆くして惡著る也。

### 慎密章

#### 【原文】

夫修身正行不可以不慎。謀慮機權不可以不密。憂患生於所忽。禍害興於細微。人不慎密者多有終身之悔。故言易洩者召禍之媒也。事不慎者取敗之道也。明者視於無形。聰者聽於無聲。謀者謀於未兆。慎者慎於未成。不困在

於早慮。不窮在於早豫。非所言勿言。以避其患。非所爲勿爲。以避其危。孔子曰。終日言不遺己之憂。終日行不遺己之患。唯智者能之。故恐懼戰兢。所以除患也。恭敬靜密。所以遠難也。終身爲善。一言敗之。可不慎乎。夫口者開也。舌者機也。出言不當。駟馬不能追也。口者開也。舌者兵也。出言不當。反自傷也。言出於己。不可止於人。行發於邇。不可止於遠。夫言行者。君子之樞機。樞機之發。榮辱之主。夫君子戒慎乎其所不覩。恐懼乎其所不聞。莫見乎隱。莫顯乎微。是故君子慎其獨。在獨猶慎。況於事君乎。況於處衆乎。昔關尹謂列子曰。言美則響美。言惡則響惡。身長則影長。

身短則影短。言者所以召響也。身者所以致影也。是故慎而言。將有和之。慎而身。將有隨之。昔賢臣之事君也。入則造膝而言。出則詭詞而對。其進人也。唯畏人之知。不欲思從己出。其圖事也。必推明於君。不欲謀自己造。畏權而惡寵。晦智而韜名。不覺事之在身。不覺榮之在己。人閉其口。我閉其心。人密其外。我密其裏。不慎而慎。不恭而恭。斯大慎之人也。故大慎者。心知不欲口知。其次慎者。口知不欲人知。故大慎者。閉心。次慎者。閉口。下慎者。閉門。昔孔光稟性周密。凡典樞機。十有餘年。時有所言。輒削草藁。沐日歸休。兄弟妻子。嚙語終不及。朝省政事。或問光溫室省中樹

皆何木也。光默而不應。更答以他語。若孔光者可謂至慎矣。故能終身無過。享其榮祿。

【譯解】

夫れ身を修め行を正しうし以て慎まざるばある可らず。曾參顔回の如き儻を謂ふ。課慮機權は以て密ならずんばある可らず。孔光陳寵が如き儻を謂ふ。憂患は所忽に生じ。所忽は輕忽也。周書に芮良夫曰く。惟れ禍は人の忽にする所より發る。禍害は細微より興る。言は禍害の事は皆細微より起る。故に蟻溜都を漂はし。突煙林を焚く。人臣愼密ならざるときは、多く身を終るの悔あり。夫れ始を愼まざれば、則ち禍末に成る。身を終るまで悔を積むと雖も、夫れ及ぶ可ん哉。故に孟德長く英雄を恨み、智伯永く水濯を慙ぶ。故に言洩れ易き者は禍を召くの媒なり。事愼まざる者は敗を取るの道なり。明者は無

形を視聽者は無聲を聽き、謀者は未兆に謀り、愼者は未成に愼む。困しまざるは早慮に在り、窮せざるは早豫に在り。早慮なれば、則ち困まず、早豫なれば、則ち窮らず。故に書に曰く、無慮を敬み、戒むと、言ふ所に非れば、言ふこと勿れ、以て其の危きを避けよ。言ふに非る所を言ひ、爲すに非る所を爲せば、必ず傾危を致す。孔子曰く、終日言へども己の憂を遣れず、終日行へども己の患を遣れず。唯智者之を能くす。若し智者に非れば、則ち必ず其の憂患あり。故に恐懼戰兢は患を除く所以なり。恭敬靜密は難を遠くる所以なり。身を終る迄善を爲せども、一言之を敗る愼まざる可んや。之を失ふこと毫厘なれば、差ふこと已に千里之を成すは難く、之を毀ふは易し。終に善を爲すと雖も、一言にして之を敗る愼まざる可んや。夫れ口なる者は開なり、舌なる者は機

なり言を出して當らざるときは駟馬も追ふ能はざる也(論語に曰く駟も舌に及ばず鄭玄曰く君子の過言口より出て駟馬之を追ふとも及ばず)口は開なり舌は兵なり言を出して當らざるときは反つて自ら傷る(人の言を出して理に當らざるときは則ち自ら己を傷くるに及ぶ兵及に同じき也)言は已に出で人に止まる可らず行は邇きに發して遠きに止まる可らず(邇は近也言人に布き行遠きに流るゝが如き復た止めんと欲すと雖も其れ得可んや故に君子は之を慎しむ)夫れ言行なる者は君子の樞機(樞機は動を制するの主也)樞機の發は榮辱の主なり。夫れ君子は其の視ざる所を戒慎し其の聞かざる所を恐懼す(言は君子は未だ視ず未だ聞かざるの前に於て之を戒め懼る故に能く患難を免る)隱より見るゝは莫く微より顯はるゝは莫し(言は隱微尤も顯見し易し其の隠れて彰

れざる無く微として著れざる無ければ也)是の故に君子は其の獨を慎しむ(獨は獨居を謂ふ)獨りに在つて猶ほ慎しむ況んや君に事ふるに於てをや況んや衆に處るに於てをや(言は君に事へ衆に處る時は則ち之を慎しむこと彌深き也)昔關尹列子に謂つて曰く言美なる時は則ち響美しく言惡しき時は則ち響惡し身長き時は則ち影長く身短き時は則ち影短かし(響は言に隨つて美惡也影は身に隨つて短長也)以て憂患寵榮も亦人の行ふ所に隨ふを喻ふる也言なる者は響を召く所以なり身なる者は影を致す所以なり是の故に而の言を慎しめ將に之に和すること有らんとす而の身を慎しめ將に之に隨ふことあらんとす(而は汝也言は禍福の理は既に人に由つて興る故に汝の言を慎しむ汝の身を慎しむべし)昔賢臣の君に事ふるや入つては則ち膝を造して言ひ出でゝは則ち詞を

詭うして對ふ。(人或は之を問ふ時は則ち告ぐるに實を以てせざるなり。風俗通に曰く。禮諫五あり。諷を上と爲す。故に入つては則ち膝を造し。出でては則ち詞辭を詭くす。善は則ち其の君を稱し。過は則ち己を稱す。其の人を進むるや唯人の知るを畏る。思己より出でんことを欲せざるなり。其の事を圖るや必ず明を君に推す。謀の己より造らんことを欲せざる也。權を畏れて寵を惡み。其の威權を畏れ。其の貴寵を惡んで之に居るを欲せざる也。智を晦まして名を韜む。其の深智を晦まし。其の美名を藏して人をして之が韜藏を知らしむるを欲せざる也。事の身に在るを覺らず。榮の己に在るを覺らず。言は能く榮辱を混齊する也。人は其の口を閉づ。我は其の心を閉づ。人は其の外を密にす。我は其の裏を密にす。裏は内也。心すら猶は之を閉づ。況や其の口をや。内すら尙ほ之を閉づ。況や其の外をや。

慎しませずして慎しみ。恭しからずして恭し。無形に於てする也。斯れ大愼の人なり。故に大愼なる者は心に知つて口に知らんことを欲せず。其の次愼なる者は口に知つて人の知らんことを欲せず。(口に知るは口に云ふを謂也。故に大愼なる者は心を閉ぢ。次愼なる者は口を閉ぢ。下愼なる者は門を閉づ。昔孔光性を周密に稟け。凡そ樞機を典ること十有餘年。時に言ふ所あれば輒ち草藁を削る。言を其の君に進むるを謂ふ也。草藁を削るは其の事の外に洩るゝを懼るゝ也。沐日に歸休す。兄弟妻子嚙語するも終に朝省政事に及ばず。或人光に問ふ。温室省中の樹皆何の木ぞや。温室は殿の名也。長樂宮中に在り。光黙して應へず。更に答ふるに。他の語を以てす。孔光が如きは至愼と謂ふ可し矣。故に能く身を終るまで過ち無くして其の榮祿を享けたり。



廉潔章

【原文】

清靜無爲則天與之時。恭廉守節則地與之財。君子雖富貴不以養傷身。雖貧賤不以利毀廉。知爲吏者奉法以利人。不知爲吏者枉法以侵人。理官莫如平。臨財莫如廉。廉平之德吏之寶也。非其路而行之雖勞不至。非其有而求之雖強不得。知者不爲非其事。廉者不求非其有。是以遠害而名彰也。故君子行廉以全其真。守清以保其身。富財不如義多。高位不如德尊。季文子相魯。妾不衣帛。馬不食粟。仲孫忌諫曰。子爲魯上卿。妾不衣帛。馬不食粟。人其以

子爲吝且不顯國也。文子曰。然。吾觀國人之父母。衣麕食蔬。吾是以不敢。且吾聞君子以德顯國。不聞以妾與馬者。夫德者得之於我。又得於彼。故可行也。若獨貪於奢侈。好於文章。是不德也。何以相國。仲孫慙而退。韓宣子憂貧。叔向賀之。宜子問其故。對曰。昔欒武子貴而能貧。故能垂德於後。今吾子之貧是武子之德。能守廉靜者致福之道也。吾所以賀。宣子再拜受其言。宋人或得玉。獻諸司城子罕。子罕不受。獻玉者曰。以示玉人。玉人以為寶。故敢獻之。子罕曰。我以不貪爲寶。爾以玉爲寶。若以與我。皆喪寶也。不若人有其寶。公儀休爲魯相。使食公祿者不得與下人爭

利受大者不得取小。客有遺相魚者。相不受。客曰聞君嗜魚。故遺君魚。何故不受。公儀休曰。以嗜魚。故不受也。今爲相能自給魚。今受魚而免。相誰復給我魚也。吾故不受也。

【譯解】

清靜にして無爲なるときは。則ち天之に時を與ふ。(清靜無爲は天の徳也。人能く體する時は。則ち天之に時を與ふ。所謂天の道を用ふる也。) 恭廉にして節を守る時は。則ち地之に財を與ふ。(恭廉節を守るは地の徳也。人能く之を體する時は。則ち地之に財を與ふ。所謂地の利を分つ也。) 君子は富貴なりと雖も。養を以て身や傷らず。貧賤なりと雖も。利を以て廉を毀らず。言は君子は富貴に處すと雖も。奢移

の養を以て其の身を傷らず。貧賤に居ると雖も。不義の利を以て其の廉を毀らず。爲す所必ず道に合ふ也。吏たるを知る者は。法を奉じて以て人を利す。吏たるの道を知る者は。則ち公法を奉じて以て人を利す。吏たるには。平に如くは莫し。財に臨んでは。廉に如くは莫し。廉平の徳は。吏の實也。吏能く廉平なる時は。則ち患難己を遠ざかる。故に實と爲す也。其の路に非ずして之を行ふ時は。勞すと雖も。至らず。其の有に非ずして之を求むる時は。強ふと雖も。得ず。智者は其の事に非るをば爲さず。廉者は其の有に非るをば求めず。(其の不可を知るが故也) 是を以て害を遠ざけ而して名彰はる。故に君子は廉を行つて以て其の眞を全ふし。清を守つて以て其の身を保つ。財の富め

るは義の多きに如かず。位の高きは徳の尊きに如かず。夫れ不義にして富財に居れば必ず劫奪の患を招ねく。無徳にして高位に居れば必ず傾危の害を踐む。故に富財は義の多きに如かず。高位は徳の尊きに如かず。季文子魯に相たり。妾帛を衣す。馬粟を食す。性廉潔なれば也。仲孫忌諫めて曰く。子魯の上卿と爲つて。妾帛を衣す。馬粟を食はず。人其れ子を以て恪と爲す。且つ國に顯れず。仲孫忌文子の意を知らず。故に此の言を發する也。文子曰く。然り。吾國人の父母を觀るに。麇を衣。蔬を食す。吾是を以て敢てせず。國人と好惡を同じくせんと欲する也。且つ吾聞けり。君子は徳を以て國に顯はると。妾と馬とを以てする者を聞かず。夫れ徳なる者は之を我に得。又彼に得。故に行ふ可し。若し唯自ら得る時は以て行ふに足らず。若し獨り奢移を貪り。文章を好むは。是れ不徳なり。何を以てか國に相

たらん。文章は錦綺の屬を謂ふ也。仲孫慙ちて退けり。韓宣子貧を憂ふ。叔向之を賀す。宣子其の故を問ふ。對へて曰く。昔欒武子貴くして能く貧し。故に徳を後に垂れたり。今吾子の貧は是れ武子の徳なり。能く廉靜を守る者は福を致すの道なり。吾所以に賀す。宣子再拜して其の言を受く。宋人或人玉を得て。諸司城子罕に献す。子罕受けず。玉を献する者曰く。以て玉人に示す。玉人は能く玉を治むる者也。玉人以て寶と爲す。故に敢て之を献す。子罕曰く。我は貧らざるを以て寶と爲す。爾は玉を以て寶と爲す。若し以て我に與へば。皆寶を喪ふなり。各其の寶とする所を喪ふ也。若し人其の寶を有たんに。公儀休魯の相と爲り。公祿を食む者をして下人と利を争ふことを得ざらしむ。商賈の利を争ふ也。大を受くる者は小を取るを得ず。大は君の祿を謂ひ。小は人の利を謂ふ也。客相に魚を遺

る者あり。相受けず。客曰く。君魚を嗜むと聞く。故に君に魚を遺る。何故に受けざる。公儀休曰く。魚を嗜むを以ての故に受けざる也。今相と爲つて能く自ら魚を給す。今魚を受けて相を免せば誰か復た我に魚を給する者ぞ。吾故に受けざるなり。

良將章

【原文】

夫將者君之所恃。兵者將之所恃也。故君欲立功者。必推心於將。將之求勝者。先致愛於兵。夫愛兵之道。務逸樂之。務豐厚之。不役力以爲己。不貪財以殉私。內守廉平。外存憂恤。昔竇嬰爲將。置金於廊下。任士卒取之。私金且猶散施。豈有侵之者也。吳起爲將。卒有病癰者。吳起親自吮之。

其愛人也如此。豈有苦之者也。夫將者心也。兵者體也。心不專一。則體不安。將不誠信。則卒不勇。古之善將者。必以其身先之。暑不張蓋。寒不被裘。軍井未達。將不言渴。軍幕未辨。將不言倦。當其合戰。必立矢石之間。所以齊勞逸。共安逸也。夫人之所樂者生也。所惡者死也。然而矢石若雨。白刃交揮。而士卒爭先者。非輕死而樂傷也。夫將視兵如子。則兵事將如父。將視兵如弟。則兵事將如兄。故語曰。父子兄弟之軍。不可與鬪。由其一心而相親也。是以古之將者。貴得衆心。以情親之。則木石知感。况以愛率下而不得其死力乎。孫子兵法曰。兵形象水。水之行避高而就下。兵

之形避實而擊虛。故水因地而制形。兵因敵而制勝。兵無常道。水無常形。兵能隨敵變化而取勝者。謂之良將也。所謂虛者。上下有隙。將吏相疑者也。所謂實者。上下同心。意氣俱起者也。善將者能實兵之氣。以待人之虛。不善將者。乃虛兵之氣。以待人之實。虛實之氣。不可不察。昔魏武侯問吳起曰。兵以何爲勝。吳子曰。兵以整爲勝。武侯曰。不在衆也。對曰。若法令不明。賞罰不信。金之不止。鼓不進。雖有百萬之師。何益於用。所謂整者。居則有禮。動則有威。進不可當。退不可追。前却如節。左右應麾。與之安。與之危。其衆可合而不可離。可用不可疲。是之謂禮將也。吳起臨戰

左右進劔。吳子曰。夫提鼓揮杓。臨難決疑。此將軍也。一劔之任。非將事也。夫將有五材四義。知不可亂。明不可蔽。信不可欺。廉不可貨。直不可曲。此五材也。受命之日。忘家。出門之日。忘親。張軍鼓。宿忘主。援杓合戰。忘身。此四義也。將有五材四義者。百勝之術也。夫攻守之法。無恃其不來。恃吾有以待之。無恃其不攻。恃吾之不可攻也。夫將若能先事慮事。如此者。守則不可攻。攻則不可守。若驕貪而輕於敵者。必爲人所擒。昔子發爲楚將。攻秦。軍絕饋餉。使人請於王。因歸問其母。其母問使者曰。士卒得無恙乎。使者曰。士卒卒升菽粒而食之。又問曰。將軍得無恙乎。對曰。將軍

朝夕芻黍黍梁。後子發破秦而歸。母閉門而不納。使人數之曰。子不聞越王句踐之伐吳歟。客有獻醇酒一器者。王使人注江上流。使士卒飲其下流。味不足。加美。而士卒如有醉容。懷其德也。戰自五馬。異日又有獻一囊糗糧者。王又以賜軍士。軍士分而食之。甘不足。踰隘。士卒如有飫容。懷其恩也。戰自十馬。今子爲將。士卒升分菽粒而食之。子獨朝夕芻黍黍梁。何也。夫使人入於死地。而康樂於其上。雖復得勝。非其術也。子非吾子。無入吾門。子發謝然後得入。及後爲將。乃與士卒同其甘苦。人懷其恩德。爭先矢石。遂功名日遠。若子發之母者。可謂知爲將之道矣。昔趙孝

成王時。秦攻趙。趙王使趙括代廉頗爲將。括母上書曰。括不可爲將也。始妾事其父。父時爲將。身所奉飯而進食者。以十數。所交者以百數。大王所賜金幣者。盡以與軍吏士大夫共之。受命之日。不問家事。今括一旦爲將。東向而朝。軍吏無敢仰視之者。王所賜金帛。歸悉藏之。乃日視便利田宅可買者。父子不同執心。各異。願王勿遣。王曰。吾計已決矣。括母曰。王終遣之。即有不稱。妾得無隨坐乎。王曰。不也。括遂行代廉頗。爲將四十餘日。趙兵果敗。括死軍覆。王以括母先言。不加誅也。若趙括母者。可謂豫識成敗之機也。

【譯解】

夫れ將なる者は君の恃む所。之を恃んで以て外侮を禦ぐなり。兵なる者は將の恃む所なり。之を恃んで以て敵に勝つなり。故に君功を立てんと欲する者は必ず心を將に推す。其誠信を將に推すなり。將の勝を求むる者は先づ愛を兵に致す。慈愛を兵に施すなり。夫れ兵を愛するの道は之が逸樂を務め之が豊厚を務む。力を役して以て己が爲めにせず。財を貪つて以て私を殉まらず。内は廉平を守り。外には憂恤を存す。云ふ心は將兵を愛するの道はそれをして逸樂豊厚ならしめ。兵の力を役して以て己が爲めにする可らず。兵の財を貪つて以て其の私を營む可らざるを云ふなり。昔竇嬰將と爲り。金を廊下に置いて士卒に任せて之を取らしむ。私金すら且つ猶ほ散施す。豈之を侵す者あらん乎。吳起將と爲り。卒に糞を病

む者あり。吳起親しく自ら之を吮ふ。其の人を愛するや此の如し。豈之を苦む者あらん乎。夫れ將なる者は心なり。兵なる者は體なり。言は兵將は共に心體たるなり。心專一ならざる時は則ち體安からず。將誠信ならざる時は則ち卒勇ならず。言は心能く專一にして然る後に體安し。將誠信あつて然して後に卒勇なり。古の善將は必ず其の身を以て之に先つ。必ず其の身を以て士卒に先ち。而して矢石の害を避けざるなり。暑ければ蓋を張らず。寒ければ裘を被らず。軍井未だ達せざる時は將渴を言はず。達とは偏く水を得るを云ふなり。軍幕未だ辨せざれば將倦を言はず。其の合戦に當つては必ず矢石の間に立つ。勞逸を齊くし。安危を共にする所以なり。夫れ人の樂む所の者は生なり。惡む所のものは死なり。然り而して矢石雨の如く。白刃交も揮ふ。而るを士卒の先を争ふものは死

を輕じて傷を樂しむに非るなり。夫れ將兵を視ること子の如き  
 時は則ち兵將に事ふること父の如くす將兵を視ること弟の如き  
 時は則ち兵將に事ふること兄の如し。(若し將に子弟の恩無き時  
 は則ち兵に父兄の敬無し皆其の將に由るなり。故に語に曰く父子  
 兄弟の軍は與に闘ふ可らず其の心を一にして相親めばなり是を  
 以て古の將は衆心を得るを貴ぶ。情を以て之に親めば則ち木石  
 も感を知る。況んや愛を以て下を卒ゐて其の死力を得ざらん乎。  
 孫子が兵法に曰く兵の形は水に象る水が行くや高きを避けて下  
 きに就く兵の形は實を避けて虚を撃つ故に水は地に因つて形を  
 制し兵は敵に因つて勝を制す。(地の高下に因つて其の避就の形  
 を制し敵の虚實に因つて其の尅捷の勝を制するなり。)兵に常道  
 無く水に常形無し(時の變に隨ひ地の勢に任するなり)兵は能く敵

に隨つて變化して勝を取る者之を良將と謂ふなり。所謂虚とは  
 上下隙あり將吏相疑ふ者なり所謂實とは上下心を同らし意氣俱  
 に起る者なり。善將は能く兵の氣を實にして以て人の虚を待つ。  
 不善の將は乃ち兵の氣を虚にして以て人の實を待つ。虚實の氣察  
 せざる可らず。(虚なる者は兵を喪ふの本實なる者は敵に勝つの  
 源得失之に由る。故に察せざる可らず昔魏の武侯吳起に問ふて曰  
 く兵は何を以て勝と爲す吳子曰く兵は整ひるを以て勝と爲す。  
 武侯曰く衆に在らざらんや武侯の意は衆を以て勝と爲すなり對  
 へて曰く若し法令明かならず賞罰信ならず金止まらず鼓進まざ  
 る時は百萬の師ありと雖も何ぞ用ゆるに益あらんや。(左氏傳註  
 に曰く鼓は以て軍を進め金は以て軍を退く)所謂整とは居ては則  
 ち禮あり動けば削ち威あり(軍旅の禮あり征伐の威あるを云ふ)進



めば當る可らず退けば追ふ可らず進退其の宜しきを失はざるが故なり前み却くこと節の如く左右應くに應ず。之と與に安く之と共に危し其の衆合ふ可くして離る可らず用ゆ可くして疲る可らず是を之禮將と謂ふなり。吳起戰に臨む時左右劔を進む吳子が曰く夫れ鼓を提げ抱を揮つて難に臨んで疑を決するは此れ將軍なり。軍法に曰く戰を合する時は則ち將自ら鼓つと一劔の任は將軍の事に非ざるなり夫れ將に五材四義あり知にして亂る可らず明にして蔽ふ可らず信にして欺く可らず廉にして貨る可らず直にして曲る可らず此れ五材なり。命を受くるの日家を忘れ門を出づるの日親を忘れ軍を張り鼓宿つて主を忘る抱を援つて合戰するや身を忘る此れ四義なり。將にして五材四義ある者は百勝の術なり。夫れ攻守の法は其來らざるを待むこと無くして

吾の以て之を待つこと有るを待む其の攻めざるを待むこと無くして吾の攻む可らざるを待むなり。言は攻戰守備の法は其の敵の來らざるを待む無くして當に吾が備あつて以て之を待つこと待むべし其の敵の攻めざるを待むこと無く當に吾が兵の整つて攻む可らざるを待む可き也夫れ將若し能く事に先つて事を慮り防ぐに先つて防ぐを求めば此の如き者守れば則ち攻む可らず攻むれば則ち守る可らず我が守る時は則ち彼れ攻む可らず我が攻むる時は則ち彼れ守る能はず若し驕り貪つて敵を輕んずる者は必ず人の爲めに擒にせらる。昔子發楚の將と爲つて秦を攻む軍饋餉を絶ち軍中の兵糧後に繼ぐこと無きなり人をして王に請はしむ。因つて歸つて其の母を問ふ。王に糧を乞ふの序を以て母を存問するなり其の母使者に問ふて曰く士卒恙無きを得るや。

使者の曰く士卒菽粒を升分して之を食す言は其の饋餉を絶つを以て升を全ふして食する能はざる也。左氏傳註に曰く菽は大豆也。孔安國か尙書傳に曰く米食を粒と云ふと又問ふて曰く將軍恙なきを得るや對へて曰く將軍朝夕に黍梁を藟麥す牛羊を芻と云ひ犬豕を豢と云ふ言は將軍日に美食を執るを云ふなり。後子發秦を破つて歸る母門を閉ぢて納れず其の將たるの道を失ひたるを怒れる也人をして之を數めしめて曰く子は越王勾踐の吳を伐ちしを聞かずや客醇酒一器を獻する者あり王人をして江の上流に注がしめ士卒をして其の下流を飲ましむ味美を加ふるに足らざれども士卒醉容あるが如し其の徳を懐くや戰ふこと自ら五なり士卒其の恩徳に懐くを以て戰陣に至つて各自力を盡し一以て敵の五に當る異日又一囊の糗糧を獻する者あり王又以て軍士に賜

ふ軍士分つて之を食す甘きこと噬を踰ゆるに足らざれども士卒飢容あるが如し噎は咽喉なり飢は飽也其の恩を懐ふや戰ふこと自ら十なり一以て敵の十に當る今子將と爲つて士卒菽粒を升分して之を食し子獨り朝夕に黍梁を藟麥するは何ぞや夫れ人をして死地に入らしめ而して其の上に康樂す復た勝を得たりと雖も其の術に非るなり將たるの道に非ざるを云ふ也子は吾が子に非ず吾が門に入ること無れ子發謝して然る後に入るを得たり後將たるに及んで乃ち士卒と其の甘苦を同らす人恩徳に懐いて争つて矢石に先つ先を争つて矢石を犯すなり功名を遂ぐることに遠し。子發が母の如きは將たるの道を知れりと謂ふ可し矣。昔趙の孝成王の時秦趙を攻む趙王趙括をして廉頗に代つて將たらしむ括が母上書して曰く括は將たらしむ可らず始め妾其の父に

事<sup>つか</sup>括<sup>くわつ</sup>が父<sup>ちち</sup>奢<sup>しや</sup>也<sup>なり</sup>。父<sup>ちち</sup>時<sup>とき</sup>に將<sup>しやう</sup>と爲<sup>な</sup>つて身<sup>みづか</sup>ら飯<sup>はん</sup>を奉<sup>ほう</sup>じて食<sup>しょく</sup>を進<sup>すす</sup>むる所<sup>ところ</sup>のもの千<sup>せん</sup>を以<sup>もつ</sup>て數<sup>かず</sup>ふ。(親<sup>したし</sup>く自<sup>みづか</sup>ら飯<sup>はん</sup>を奉<sup>ほう</sup>じ千<sup>せん</sup>を以<sup>もつ</sup>て數<sup>かず</sup>ふる者<sup>もの</sup>は厚<sup>あつ</sup>く其<sup>その</sup>の士<sup>し</sup>を養<sup>やしな</sup>ひ其<sup>その</sup>の力<sup>ちから</sup>を盡<sup>つく</sup>すことを欲<sup>ほつ</sup>する所<sup>ゆゑ</sup>なり)交<sup>まじ</sup>はる所<sup>ところ</sup>のもの百<sup>ひやく</sup>を以<sup>もつ</sup>て數<sup>かず</sup>ふ。(友<sup>とも</sup>として交<sup>まじ</sup>はる者<sup>もの</sup>なり)大<sup>だい</sup>王<sup>わう</sup>の賜<sup>たま</sup>ふ所<sup>ところ</sup>の金<sup>きん</sup>幣<sup>へい</sup>は盡<sup>つく</sup>く以<sup>もつ</sup>て軍<sup>ぐん</sup>吏<sup>り</sup>士<sup>し</sup>大夫<sup>たいふ</sup>と之<sup>これ</sup>を共<sup>とも</sup>にす(獨<sup>ひと</sup>り君<sup>きみ</sup>の賜<sup>たま</sup>ひを受けざる也<sup>なり</sup>)命<sup>めい</sup>を受<sup>う</sup>くる日<sup>ひ</sup>家事<sup>かじ</sup>を問<sup>と</sup>はず今<sup>いま</sup>括<sup>くわつ</sup>一旦<sup>いつたん</sup>にして將<sup>しやう</sup>と爲<sup>な</sup>り東<sup>とう</sup>に向<sup>むか</sup>つて朝<sup>あす</sup>す(東<sup>とう</sup>に向<sup>むか</sup>つて朝<sup>あす</sup>するは君<sup>きみ</sup>の南<sup>なん</sup>面<sup>めん</sup>を避<sup>さ</sup>ぐる也<sup>なり</sup>)軍<sup>ぐん</sup>吏<sup>り</sup>敢<sup>あへ</sup>て仰<sup>あふ</sup>ぎ視<sup>み</sup>る者<sup>もの</sup>なし括<sup>くわつ</sup>士<sup>し</sup>を撫<sup>ぶ</sup>せず故<sup>ゆゑ</sup>に軍<sup>ぐん</sup>吏<sup>り</sup>懼<sup>おそ</sup>れて仰<sup>あふ</sup>ぎ視<sup>み</sup>ざる也<sup>なり</sup>)王<sup>わう</sup>の賜<sup>たま</sup>ふ所<sup>ところ</sup>の金<sup>きん</sup>帛<sup>ぼく</sup>歸<sup>かへ</sup>つて悉<sup>ことごと</sup>く之<sup>これ</sup>を藏<sup>かく</sup>む。乃<sup>すなは</sup>ち日<sup>ひ</sup>に便<sup>べん</sup>利<sup>り</sup>田<sup>でん</sup>宅<sup>たく</sup>の買<sup>か</sup>ふ可<sup>べ</sup>き者<sup>もの</sup>を視<sup>み</sup>る(買<sup>か</sup>つて以<sup>もつ</sup>て自<sup>みづか</sup>ら益<sup>えき</sup>せんと欲<sup>ほつ</sup>する也<sup>なり</sup>)父<sup>ちち</sup>子<sup>こ</sup>同<sup>おな</sup>じからず心<sup>こころ</sup>を執<sup>と</sup>ること各<sup>おの</sup>各<sup>おの</sup>異<sup>こと</sup>なり(奢<sup>しや</sup>は仁<sup>じん</sup>惠<sup>い</sup>にして括<sup>くわつ</sup>は貪<sup>たん</sup>虐<sup>ぎやく</sup>なり)願<sup>ねが</sup>はくは王<sup>わう</sup>遣<sup>や</sup>ること勿<sup>な</sup>れ。王<sup>わう</sup>曰<sup>い</sup>く吾<sup>わが</sup>が計<sup>けい</sup>既<sup>すで</sup>に決<sup>けつ</sup>せり矣<sup>なり</sup>。括<sup>くわつ</sup>が母<sup>はは</sup>曰<sup>い</sup>く王<sup>わう</sup>終<sup>つひ</sup>に之<sup>これ</sup>を遣<sup>や</sup>り即<sup>すなは</sup>ち稱<sup>せう</sup>は

ざるあらば妾<sup>せう</sup>隨<sup>したが</sup>つて坐<sup>ま</sup>すること無<sup>な</sup>きを得<sup>え</sup>る乎<sup>か</sup>。(言<sup>い</sup>は括<sup>くわつ</sup>若<sup>し</sup>將<sup>しやう</sup>たる器<sup>き</sup>なく破<sup>やぶ</sup>るゝことあるも母<sup>はは</sup>其<sup>その</sup>罪<sup>つみ</sup>に連<sup>れん</sup>坐<sup>ざ</sup>せざるを云<sup>い</sup>ふ也<sup>なり</sup>)。王<sup>わう</sup>曰<sup>い</sup>く不<sup>し</sup>る也<sup>なり</sup>括<sup>くわつ</sup>遂<sup>すい</sup>に行<sup>ゆ</sup>きて廉<sup>れん</sup>頗<sup>ぽ</sup>に代<sup>か</sup>つて將<sup>しやう</sup>たること四十<sup>よじゅう</sup>餘<sup>じゆ</sup>日<sup>にち</sup>にして趙<sup>てう</sup>の兵<sup>へい</sup>果<sup>はた</sup>して敗<sup>た</sup>れ括<sup>くわつ</sup>死<sup>し</sup>して軍<sup>ぐん</sup>覆<sup>くつ</sup>る。(終<sup>つひ</sup>に括<sup>くわつ</sup>が母<sup>はは</sup>の言<sup>げん</sup>の如<sup>ごと</sup>し)覆<sup>か</sup>とは羅<sup>ら</sup>網<sup>もう</sup>を以<sup>もつ</sup>て掩<sup>おほ</sup>ひ覆<sup>おほ</sup>ふが如<sup>ごと</sup>く一<sup>いっ</sup>軍<sup>ぐん</sup>擒<sup>きん</sup>制<sup>せい</sup>せらるゝを云<sup>い</sup>ふ)王<sup>わう</sup>括<sup>くわつ</sup>が母<sup>はは</sup>の先<sup>せん</sup>言<sup>げん</sup>を以<sup>もつ</sup>て誅<sup>ちゆう</sup>を加<sup>くは</sup>へざる也<sup>なり</sup>。趙<sup>てう</sup>括<sup>くわつ</sup>が母<sup>はは</sup>の如<sup>ごと</sup>き者<sup>もの</sup>は豫<sup>よ</sup>め成<sup>せい</sup>敗<sup>はい</sup>の機<sup>き</sup>を知<sup>し</sup>れりと謂<sup>い</sup>ふ可<sup>べ</sup>き也<sup>なり</sup>。

利人章

【原文】

夫<sup>と</sup>黔<sup>せん</sup>首<sup>しゆ</sup>蒼<sup>そう</sup>生<sup>せい</sup>天<sup>てん</sup>之所<sup>ところ</sup>甚<sup>しん</sup>愛<sup>あい</sup>也<sup>なり</sup>。爲<sup>な</sup>其<sup>その</sup>不能<sup>べん</sup>自理<sup>り</sup>故<sup>ゆゑ</sup>立<sup>た</sup>君<sup>きみ</sup>以<sup>もつ</sup>理<sup>り</sup>之<sup>これ</sup>。爲<sup>な</sup>君<sup>きみ</sup>不能<sup>べん</sup>獨<sup>どく</sup>化<sup>か</sup>故<sup>ゆゑ</sup>爲<sup>な</sup>臣<sup>しん</sup>以<sup>もつ</sup>佐<sup>さ</sup>之<sup>これ</sup>。夫<sup>と</sup>臣<sup>しん</sup>者<sup>もの</sup>受<sup>う</sup>君<sup>きみ</sup>之<sup>その</sup>重<sup>じゆう</sup>位<sup>い</sup>。牧<sup>ぼく</sup>

天之甚愛焉。可不安而利之養而濟之哉。是以君子任職則思利人。事主則思安俗。故居上而下不重。處前而後不怨。夫衣食者人之本也。人恃衣食猶魚之恃水。國之恃人如人之倚足。魚無水則不可以生。人無足則不可以步。故夏禹稱人無食則我不能使也。功成而不利於人。則我不能勸也。是以爲臣之忠者。先利於人。管子曰。佐國之道。必先富人。人富則易化。是以七十九代之君。法制不一。然俱王天下者。必國富而粟多。粟生於農。故先王貴之。勸農之急。必先禁末作。末作禁則人無遊食。人無遊食則務農務農則田墾。田墾則粟多。粟多則人富。是以古之禁末作者。

所以利農事也。至如綺繡纂組。雕文刻鏤。或破金爲碎。或以易就難。皆非久固之資。徒艷凡庸之目。如此之類。爲害實深。故好農功者。雖利遲而後富。好末作者。雖利速而後貧。但常人之情。罕能遠計。弃本逐末。十室而九。纔逢水旱。儲蓄皆虛。良爲此也。故善爲臣者。必先爲君除害興利。所謂除害者。末作也。所謂興利者。農功也。夫足寒傷心。人勞傷國。自然之理也。養心者不寒其足。爲國者不勞其人。臣之與主。共養黎元。必當省徭輕武。以廣人財。不奪人時。以足人用。夫人之於君。猶子於父母。未有子貧而父母富。子富而父母貧。故人足者非獨人之足。國之足也。人匱者非

獨人之匱。國之匱也。是以論語曰。百姓不足。君孰與足。故助君而恤人者。至忠之遠謀。損下而益上者。人臣之淺慮也。賈子曰。上古之代。務在勸農。故三年耕而餘一年之蓄。九年耕而餘三年之蓄。三十年耕而人餘十年之蓄。故堯之水九年。湯之旱七載。野無青草。而人無飢色者。誠有此備也。故建國之本。必在於農。忠臣之思利人者。務在勸導。家給人足。則國自安焉。論曰。夫君臣之道。上下相資。喻涉水之舟航。比翔空之羽翼。故至神攸契。則星象降於蒼穹。妙感潛通。則風雲彰於寤寐。其同體也。則股肱耳目不足。以匹其同。其益政也。則麴蘖鹽梅。未可以方其益。諒直之

由此而興。節義之風。因斯以著。是知家與國而不異。君與親而一歸。顯己揚名。惟忠惟孝。每以宮闈暇景。博覽瓊編。觀往哲之彌階。視前言之龜鏡。未嘗不臨文嗟尙。撫卷循環。庶令匡翊之賢。更越夔龍之美。爰申翰墨。載列繚紉。何則。榮辱無門。惟人所召。若使之歸。大道情切。至忠務守。公平。貴敦誠信。抱廉潔而爲行。懷慎密以修身。奉上崇匡諫之規。恤下思利人之術。自然名實兼茂。祿位俱延。榮不召而自來。辱不遣而斯去。然則忠正者。致福之本。戒慎者。集慶之源。若影隨形。猶聲逐響。凡百群彥。可不勗歟。

【譯解】

夫れ懸首蒼生は天の甚だ愛する所なり。書に曰く。惟れ天人を恵む史記に曰く。秦人を命じて黔首と爲す。其の自ら理むる能はざるが爲めの故に君を立て、以て之を理む。左傳に曰く。天人を生じ而して之が君を樹つ。君獨り化すこと能はざるが爲めに故に臣と爲つて以て之を佐く。夫れ臣なる者は君の重位を受けて天の甚愛を收ふ。牧は養也。焉んぞ安じて之を利し。養つて之を濟はざる可ん哉。是を以て君子職に任ずる時は則ち人を利せんことを思ひ、主に事へては則ち俗を安せんことを思ふ。故に上に居れども下重しとせず。前に處れども後怨ます。夫れ衣食は人の本なり。人は國の本なり。人は衣食に非れば生せず。故に人の本也。國は人に非れば立たず。故に國の本也。人の衣食を恃むこと猶ほ魚の水を恃つが如し。國の人を恃むこと人の足に倚れるが如し。魚水無き時は則ち以て生ず可

らず。人足無き時は則ち以て歩む可かず。故に夏禹稱す。人食無きときは則ち我使ふ能はざるなり。功成つて人に利ならざる時は則ち我勸む能はざるなり。是を以て臣たるの忠は先づ人を利して然る後に乃ち忠たる也。管子に曰く。國を佐くるの道は必ず先づ人を富ます。人富める時は則ち化し易し。是を以て七十九代の君法制一ならず。然も俱に天下に王たる者は必ず國富んで粟多し。言は國富み粟多く乃ち以て天下に王たるべし。粟は農に生ず。故に先王之貴ぶ其の農を貴ぶ也。凡農を勸むるの急は必ず先づ末作を禁ず。末作とは雕文纂組を謂ふ也。末作禁ずる時は則ち人遊食無し。人遊食無きときは則ち農を務む。農を務むるときは則ち田墾く。田墾く時は則ち粟多し。粟多きときは則ち人富む。是を以て古の末作を禁ずるものは農事を利する所以なり。末作は農事を防ぐ故に禁

ずる也。綺繡纂組彫文刻鏤の如きに至ては或は金を破つて碎ど爲し或は易を以て難に就く綺繡纂組を謂ふ也。皆久固の資に非ず徒に凡庸の目を艶しうするのみ。此の如きの類害を爲すこと實に深し。故に農功を好む者は利遅しと雖も而も後に富む。末作を好む者は利速なりと雖も而も後に貧し。但常人の情能く遠く計ること罕にして本を棄てて末を逐ふこと十室にして九本とは農功を謂ひ末とは末作を謂ふ。纒に水旱に逢ふては儲蓄皆虚し良に此が爲め也。本を棄て末を逐ふが爲め也。故に能く臣たる者は必ず先づ君の爲めに害を除き利を興す。所謂害を除くと云ふ者は末作なり。所謂利を興すと云ふ者は農功なり。夫れ足寒うして心を傷る人。勞するときは國を傷るは自然の理なり。心を養ふ者は其の足を寒うせず國を爲むる者は其の人を勞せず。爲は理也。治也。臣の主と共に黎元

を養ふは當に循を省き賦を軽くして以て人の財を廣め。人の時を奪はずして以て人の用を足すべし。論語に曰く人を使ふに時を以てす。夫れ人の君に於けるは猶ほ子の父母に於けるが如し。未だ子貧しうして父母富み子富んで父母貧しきは有らず。故に人足るときは獨り人の足るに非ず。國の足るなり。人匱しきときは獨り人の匱しきに非ず。國の匱しきなり。是を以て論語に云く百姓足らざれば君孰と與にか足らん。故に君を助けて人を恤む者は至忠の遠き謀なり。下を損して上を益する者は人臣の淺慮なり。賈子曰く上古の代は務め農を勸むるに在り。故に三年耕やして一年の蓄を餘す。九年耕やして三年の蓄を餘す。三十年耕して人十年の蓄を餘す。故に堯の水九年湯の旱七載にして野に青草無けれども而も人に飢色無き者は誠に此の備あればなり。故に國を建つるの本は

必す農に在り忠臣の人を利することを思ふ者は務め勸導に在り。家給し人足る時は則ち國自ら安し論に曰く夫れ君臣の道上下相資す水を渉るの舟航に喩ひ空を翔るの羽翼に比す管子曰く齊の桓公歎じて曰く孤の仲父ある飛鴻の羽翼あるが如し故に至神契を收めば則ち星象蒼穹より降る妙感潜に通ずるときは則ち風雲寤寐に彰はる。王文憲が集の序に曰く寤寐風雲寤に人傑を資くと易に曰く雲は龍に従ひ風は虎に従ふ。聖人作て萬物觀る。夫れ體を同うするときは則ち股肱耳目も以て其の同を比するに足らず其の政に益あるときは則ち麴蘖鹽梅も未だ以て其の益を方ふ可らず書に曰く若し酒醴を作らば爾は惟れ麴蘖若し和羹を作らば爾は惟れ鹽梅也諒直の操此に由て興り節義の風斯に因つて以て著はる是に知る家は國と與にして異ならず君は親と與にして

一に歸す己を顯はし名を掲ぐるは惟れ忠惟れ孝なり。毎に宮闈暇景を以て博く瓊編を覽往哲の矜階を觀前言の龜鏡を觀る。未だ嘗て文に臨んで嗟尚し卷を撫して循環せずんばあらず庶くは匡翊の賢をして更に夔龍の美に越えしめん。夔龍は虞舜の臣也爰に翰墨を申べて戴ち縑緗を列す何となれば則ち榮辱門無し惟人の召く所なり。若し心をして大道に歸し情をして至忠に切ならしめ老子曰く大道は甚だ夷にして人徑を好む也務めて公平を守り誠信を貴敦し廉潔を抱いて行と爲し慎密を懐いて以て身を修め上に奉じて匡諫の規を崇び下を恤んで人を利するの術を思はし自然に名實兼ね茂り祿位俱に延びん榮は召かずして自ら來り辱は遣らずして斯に去らん。然らば則ち忠正なる者は福を致すの本戒愼なる者は慶を集むるの源なり影の形に隨ふが如く聲



の響を逐ふが如し。凡百の群彦勗めざる可んや。

垂拱元年撰

臣軌 下終

大正五年一月廿二日印刷  
大正五年一月廿五日發行

定價金七拾錢

著者兼發行者 中俣正法

東京市本郷區湯島四丁目三番地

印刷者 藤原達造

東京市京橋區八官町十九番地

印刷所 忠愛社

東京市京橋區八官町十九番地



發行所

東京市本郷區湯島四丁目三番地

文教社

終

